

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年7月1日

【事業年度】 第16期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

【会社名】 株式会社FRONTEO

【英訳名】 FRONTEO, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 守本正宏

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目12番23号

【電話番号】 (03)5463 - 6344(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 上杉知弘

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目12番23号

【電話番号】 (03)5463 - 6344(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 上杉知弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (千円)	6,274,460	10,553,007	11,207,730	12,217,770	11,262,070
経常利益又は 経常損失() (千円)	434,061	25,433	1,254,944	16,572	203,121
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失() (千円)	260,310	194,529	948,067	828,124	52,249
包括利益 (千円)	496,496	588,783	1,022,590	770,849	203,828
純資産額 (千円)	5,220,772	4,657,450	5,018,678	4,353,601	4,622,000
総資産額 (千円)	7,641,666	12,916,100	16,158,872	14,465,333	13,442,624
1株当たり純資産額 (円)	140.78	122.10	125.99	106.45	113.96
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり 当期純損失金額() (円)	7.45	5.47	26.07	21.79	1.37
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	7.27	-	-	-	1.31
自己資本比率 (%)	65.4	33.8	29.6	28.0	32.3
自己資本利益率 (%)	6.3	-	-	-	1.2
株価収益率 (倍)	125.8	-	-	-	298.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,022,576	616,566	198,064	1,495,354	731,461
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,417,182	4,711,455	1,643,262	709,207	966,421
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,679,696	3,213,624	4,563,928	138,706	1,011,939
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	2,718,259	1,795,958	4,533,182	5,127,345	3,922,806
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	191 (3)	423 (3)	486 (1)	362 (4)	387 (7)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 第13期、第14期及び第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

3 第13期、第14期及び第15期の自己資本利益率は親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

4 第13期、第14期及び第15期の株価収益率は1株当たり当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

5 第14期第2四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第13期連結会計年度の関連する主要な経営指標等について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

6 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第16期の期首から適用しており、第15期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (千円)	3,718,931	4,560,299	4,415,836	4,664,406	4,768,760
経常利益 (千円)	434,869	189,198	52,151	653,909	581,131
当期純利益 (千円)	316,933	74,432	2,929	288,878	127,053
資本金 (千円)	1,688,433	1,705,931	2,481,621	2,507,346	2,559,206
発行済株式総数 (千株)	35,491	35,751	37,921	38,029	38,123
純資産額 (千円)	5,032,824	5,187,455	6,548,327	7,187,629	7,396,488
総資産額 (千円)	7,377,724	11,896,038	15,888,059	16,934,861	15,156,509
1株当たり純資産額 (円)	135.86	137.47	167.18	182.01	188.04
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	3 (-)	3 (-)	- (-)	- (-)	3 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	9.07	2.09	0.08	7.60	3.33
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	8.85	2.06	0.08	7.29	3.19
自己資本比率 (%)	65.4	41.3	39.9	40.9	47.3
自己資本利益率 (%)	7.9	1.5	0.1	4.4	1.8
株価収益率 (倍)	103.3	459.3	8,875.0	115.4	840.2
配当性向 (%)	33.1	143.4	-	-	90.0
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	98 (1)	122 (2)	145 (1)	162 (1)	176 (5)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	273.3 (130.7)	280.8 (116.5)	208.1 (133.7)	256.7 (154.9)	161.6 (147.1)
最高株価 (円)	1,421	1,065	1,346	877	1,298
最低株価 (円)	325	559	687	559	514

- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。
2 1株当たり配当額及び配当性向については、第14期及び第15期は配当を実施していないため記載しておりません。
3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)等を第16期の期首から適用しており、第15期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。
4 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2 【沿革】

年月	事項
2003年8月	東京都港区赤坂において株式会社Universal Business Incubatorsを資本金1,000千円で設立
2004年4月	本社を東京都港区高輪三丁目25番27号に移転
2004年6月	米国フォレンジックツール開発企業であるIntelligent Computer Solutions, Inc.及びAccess Data Corp.の2社よりフォレンジック関連ツールの日本国内における独占輸入販売権を取得
2004年8月	商号を株式会社UBICに変更し、コンピュータフォレンジック専門企業となる
2004年8月	フォレンジックツール販売開始
2004年8月	本社を東京都港区港南二丁目4番7号に移転
2004年11月	米国フォレンジックツール開発企業であるDigital Intelligence, Inc.よりフォレンジック関連ツールの日本国内における独占輸入販売権を取得
2005年4月	本社を東京都港区港南二丁目12番23号に移転
2005年5月	フォレンジックラボを構築
2005年6月	コンピュータフォレンジックサービス〔コンピュータフォレンジック調査サービス・ディスクバリー(証拠開示)支援サービス〕開始
2007年6月	東京証券取引所マザーズへ上場
2007年12月	UBIC North America, Inc.を設立
2009年3月	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の国際標準規格である「ISO27001」(ISO/IEC 27001:2005)ならびに国内規格である「JIS Q 27001」(JIS Q 27001:2006)の認証取得
2009年12月	電子証拠開示ソフトウェア「Lit i View」の販売開始
2010年8月	クレジットカードの不正調査に特化したPayment Card Forensics株式会社(現・連結子会社のP.C.F. FRONTEO株式会社)を設立
2011年4月	株式会社UBICリスクコンサルティングを設立
2011年10月	UBIC Taiwan, Inc.(現・連結子会社のFRONTEO Taiwan, Inc.)を設立
2011年12月	UBIC Korea, Inc.(現・連結子会社のFRONTEO Korea, Inc.)を設立
2012年6月	株式会社UBICパテントパートナーズを設立
2013年1月	「Advanced Predictive Coding」機能が搭載された「Lit i View」バージョン6.0をリリース
2013年5月	米国ナスダック市場へ上場
2014年8月	米国のeディスクバリー事業会社 TechLaw Solutions, Inc.を買収、連結子会社化
2015年3月	当社を存続会社として、株式会社UBICリスクコンサルティングを吸収合併
2015年4月	株式会社UBIC MEDICAL(現・連結子会社の株式会社FRONTEOヘルスケア)を設立
2015年7月	米国のeディスクバリー事業会社EvD, Inc.を買収、連結子会社化(現・FRONTEO USA, Inc.)
2015年9月	デジタルマーケティング事業のRappa株式会社を設立(のちに連結子会社、株式会社FRONTEOコミュニケーションズに商号変更)
2015年10月	当社を存続会社として、株式会社UBICパテントパートナーズを吸収合併
2015年11月	独自開発した、自然言語処理をベースとする人工知能「KIBIT」を発表

年月	事項
2016年7月	商号を「進歩的かつ先端的な価値創造集団」を意味する株式会社FRONTEOに変更
2016年7月	株式会社UBIC MEDICALの商号を株式会社FRONTEOヘルスケアに変更
2016年7月	Rappa株式会社の商号を株式会社FRONTEOコミュニケーションズ(2018年5月に当社を存続会社として吸収合併)に変更
2016年7月	EvD, Inc.を存続会社として、UBIC North America, Inc.を吸収合併し、FRONTEO USA, Inc.を設立
2016年7月	UBIC Korea, Inc.の商号をFRONTEO Korea, Inc.に変更
2016年7月	UBIC Taiwan, Inc.の商号をFRONTEO Taiwan, Inc.に変更
2018年5月	当社を存続会社として、株式会社FRONTEOコミュニケーションズを吸収合併
2018年5月	FRONTEOヘルスケア、ヘルスケア・インダストリーに特化した人工知能「Concept Encoder」の提供を本格化
2018年5月	FRONTEOヘルスケア、人工知能「Concept Encoder」の特許を取得
2018年7月	人工知能KIBITをベースとしたFAQシステム「KIBIT Find Answer」を提供開始
2018年8月	FRONTEOヘルスケア、人工知能のアプリケーション「Concept Encoder Articles」の提供開始
2018年11月	人工知能による特許調査・分析システムの進化版「Patent Explorer 19」の提供開始
2018年11月	独自開発の人工知能エンジンを進化 次世代版「KIBIT G2」の提供を開始
2018年11月	FRONTEOヘルスケア、人工知能「Concept Encoder」を活用した新規医薬品候補探査技術を開発
2019年1月	Payment Card Forensics株式会社の商号をP.C.F. FRONTEO株式会社に変更

3 【事業の内容】

当社グループは株式会社FRONTEO及び連結子会社8社(2019年3月31日現在)で構成され、事業部門をリーガルテックAI事業とAIソリューション事業の2つに大別し展開しております。各事業の内容は次のとおりであります。

(1) リーガルテックAI事業

eディスカバリサービス

ディスカバリは米国民事訴訟で被告・原告の双方が審理前に証拠を開示する制度です。特に、電子データを取り扱う作業はeディスカバリと呼ばれます。当社は、アジアにおけるeディスカバリ総合支援企業のパイオニアとして、証拠となりうる電子データの特定、証拠保全からデータの処理、ドキュメントレビュー、提出データ作成にいたるまでワンストップでサービスを提供しております。

フォレンジックサービス

フォレンジックサービスとは、情報漏洩や内部不正等の問題が生じた際に、顧客からの依頼を受けて提供されたパソコン等を、いつ、誰が、どのようなことをしたのか不正調査の観点から調査し、調査結果を顧客へ提供するサービスです。また、当社グループは日本発のデジタルフォレンジックソフトウェアとして独自の人工知能「KIBIT」を搭載した「Lit i View XAMINER(リットアイビューエグザミネー)」の販売を行っております。

(2) AIソリューション事業

ビジネスインテリジェンス

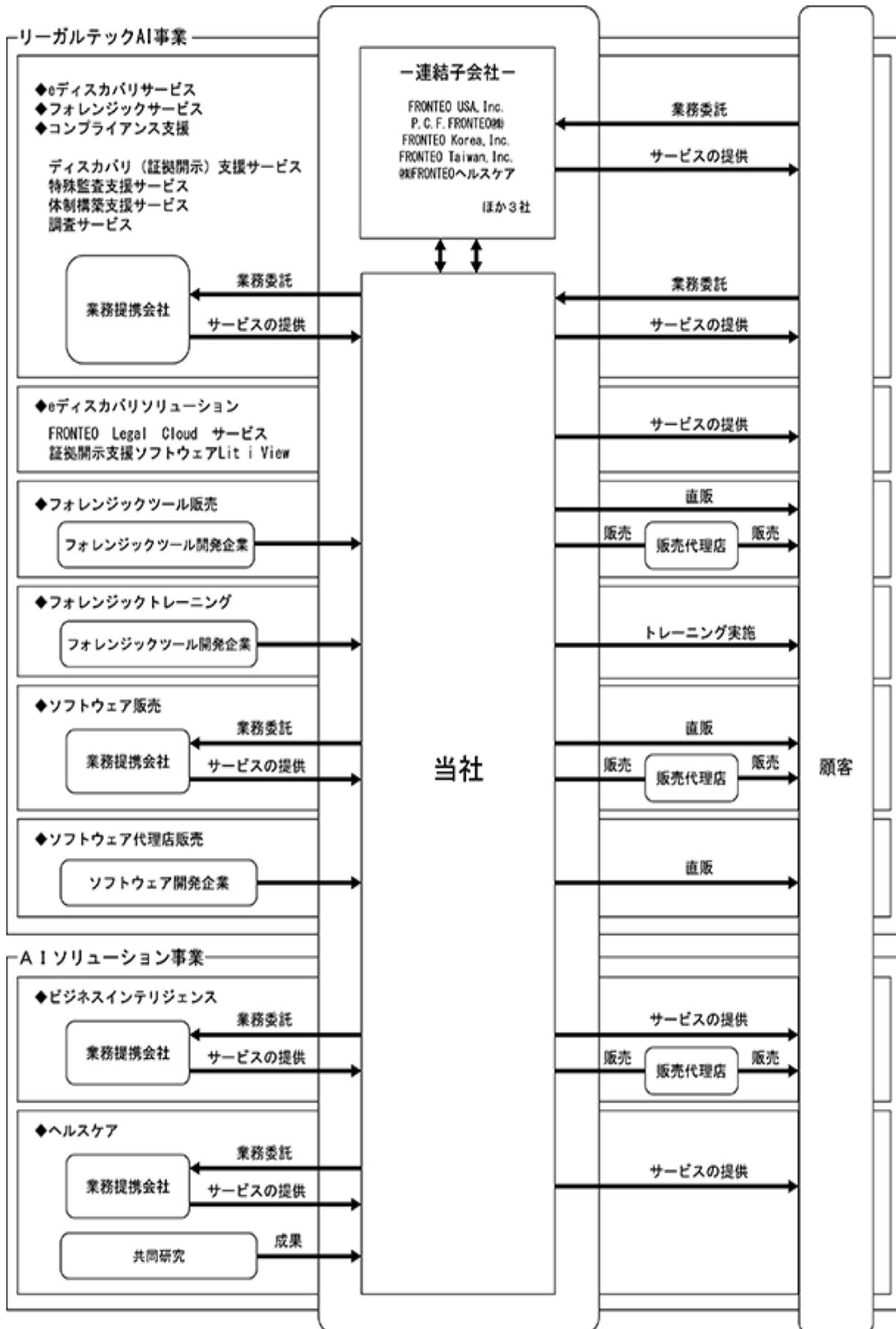
ビジネスインテリジェンス分野においては、「KIBIT Email Auditor(キビットイメールオーディター)」、特許調査・分析システム「KIBIT Patent Explorer(キビットパテントエクスプローラ)」、ビジネスデータ分析システム「KIBIT Knowledge Probe(キビットナレッジプローブ)」等のソフトウェア販売、KIBITエンジンと連携したシステムの受託開発、AI導入コンサル、運営サポートをはじめ、企業内データ解析を様々な角度から行っております。

ヘルスケア

医療機関や民間企業をサポートすることを目的とした子会社である株式会社FRONTEOヘルスケアを中心に、ヘルスケア関連ビッグデータの利活用を促進することを目的に独自開発をした人工知能エンジン「Concept Encoder(コンセプトエンコーダー)」を活用することで、医療現場の業務改善をサポートするソフトウェアやシステム、また医師の診断を支援する機器の開発及び販売を行っております。

〔事業系統図〕

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

2019年3月31日現在

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) FRONTEO USA, Inc. (注) 1	米国 ニューヨーク州	100,100米ドル	e ディスカバリ関 連事業	100.0	役務の提供 役員の兼任 資金の援助 不動産賃借に関 する保証
P.C.F.FRONTEO株式会社 (注) 2	東京都港区	10,000千円	カードフォレン ジック調査事業	60.0	役員の兼任 役務の提供 業務委託
FRONTEO Korea, Inc.	韓国 ソウル市	700,000千韓国ウォン	e ディスカバリ関 連事業	100.0	役務の提供 役員の兼任 資金の援助
FRONTEO Taiwan, Inc.	台湾 台北市	19,000千台湾ドル	e ディスカバリ関 連事業	100.0	役務の提供 役員の兼任 資金の援助
株式会社FRONTEOヘルスケア(注) 1	東京都港区	327,000千円	医療分野情報解析 事業	100.0	役務の提供 役員の兼任
その他3社					

(注) 1 特定子会社に該当しております。

2 2019年1月1日付でPayment Card Forensics株式会社は、P.C.F.FRONTEO株式会社に商号変更しました。

3 FRONTEO USA, Incについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

FRONTEO USA, Inc.

(1) 売上高	5,986,329千円
(2) 経常利益(損失)	405,974千円
(3) 当期純利益(損失)	416,124千円
(4) 純資産額	3,911,759千円
(5) 総資産額	6,309,187千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
リーガルテックAI事業	330 (4)
AIソリューション事業	57 (3)
合計	387 (7)

(注) 従業員数は就業人員であり、派遣社員を除く臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載していません。

(2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
176 (5)	37.4	3.1	6,189,112

(注) 1 従業員数は就業人員であり、派遣社員を除く臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載していません。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

セグメントの名称	従業員数(人)
リーガルテックAI事業	119 (2)
AIソリューション事業	57 (3)
合計	176 (5)

(注) 従業員数は就業人員であり、派遣社員を除く臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載していません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループは「Bright Valueの実現～記録に埋もれたリスクとチャンスを見逃さないソリューションを提供し、情報社会のフェアネスを実現する～」という企業理念のもと、独自開発の人工知能（AI）エンジン「KIBIT（キビット）」及び「Concept Encoder（コンセプトエンコーダー）」を柱とする高度な情報解析技術を駆使し、祖業である国際訴訟支援、不正調査から製造、金融、小売、流通、そして医療分野といった様々なフィールドで、必要かつ適切な情報に出会えるフェアな世界の実現及び社会課題の解決に貢献しております。

(1) リーガルテックAI事業の営業強化

リーガルテックAI事業は、前連結会計年度における米国子会社の損益構造改革により、eディスカバリ市場の需要変動に耐えうる収益体質を構築いたしました。今後の課題は、新たに設置したグローバルリーガル事業統括本部の指揮の下、当社グループの強みであるアジア言語の解析力、人工知能（AI）技術を活用した効率性、全工程をワンストップでサポートする対応力を武器にアジア企業の大型案件獲得による収益改善と顧客基盤の充実化を進めていくことだと考えております。課題解決に向けて、決定力不足の要因となっている営業・マーケティングのシニアマネジメント層の強化、技術営業の促進、多面的な営業活動の活性化といった営業組織力の強化を迅速に進めてまいります。

(2) AIソリューション事業の人材採用・育成

AIソリューション事業は、データサイエンティスト・AI人材の不足が顕在化している昨今、技術提案力、顧客企業の業務への深い理解を背景としたコンサルティング力、ソリューション力及びサポート力の向上を実現するために、優秀な人材を獲得・定着させることが重要であると認識しており、引き続き積極的な採用活動と既存社員の育成を進めます。

(3) AIソリューション事業のパートナー連携の加速

当社が3年連続でシェアトップを誇る自然言語×AIの領域は開拓の余地が非常に大きく、積極的な市場開拓を推し進め業界のデファクトとしての地位を目指し取り組んでまいりたいと考えております。市場開拓を加速するためには、導入事例や受託開発などで当社が培ったベストプラクティスを蓄積・パッケージ化しマーケティングパートナー企業と共有・補完することが必須であり、パートナーとの連携を重点的に取り組んでまいります。

(4) 新技術の研究・開発

当社の競争力の源泉は技術力であり、市場のニーズに適時に応える技術力の保持と迅速なサービス提供を追求します。リーガルテックAI事業では、eディスカバリ業界で解析対象となるデータ量増加への対応が課題となっていることを捉え、eディスカバリ作業のAIによる全自動化の実現を目指します。AIソリューション事業では、当連結会計年度に設立をしたFRONTEO AIBizDevOps Lab.（フロンテオ エーアイ ビズデブオプスラボ）を軸として、AIの導入における様々な課題の発見と解決策の立案から、実現可能な運用設計に至るプロセスを最短で実現いたします。

(5) 管理体制の強化

日米で上場している企業として社会から信頼を継続的に獲得するため、事業規模の拡大にあわせた組織体制及び内部管理体制の改善・強化を重要な経営課題として認識し、実効性のある内部統制システムへの更なる改善、経営の効率化、会社資源の有効活用等、グループ全体を通じた高度な管理体制の構築と強化を進めてまいります。

2 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、本項における将来に関する事項は有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) リーガルテックAI事業の環境に関する事項

市場環境について

当社グループが提供するeディスカバリに関連するサービスの中で、主要なサービスであるディスカバリ（証拠開示）支援サービスにかかる市場は、2006年12月米国連邦民事訴訟規則（FRCP）の改定以降、電子データの開示に関して明文化され、その電子データ処理とその訴訟対応関連市場規模は年平均9.5%で増加し、2023年以降では19billion USDに達すると予想されています（Mordor Intelligence『Global Electronic Discovery Market』）。当社グループは、米国、日本、韓国、台湾のアジア企業を軸にサービスを提供しており、これらの国の経済及び法制度が大きく変化した場合、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社グループはeディスカバリに関連する事業を行っておりますが、現在のところ、当社グループが事業を展開するにあたり、法的な規制は受けておりません。しかしながら、当社グループは米国における訴訟制度に基づくディスカバリ（証拠開示）支援サービスを行っており、今後、米国における訴訟関係の法律、法令が変更された場合、当社グループの事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。また、日本国内において新たな規制法規が制定された場合に、当社グループの事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

競合について

当社グループは日本におけるeディスカバリ専門企業の草分けとして、ノウハウや実績において他社に先行しており、技術力の高さ、情報の提供分野、独自のコンテンツによる競合他社と差別化がなされております。eディスカバリ事業を行っている企業は、現在、日本国内においては多くありませんが、今後はeディスカバリ事業が認知され、業界の市場規模が拡大することにより日本国内企業の新規参入の可能性ががあります。

(2) AIソリューション事業の環境に関する事項

景気動向及び業界動向の変動について

企業を取り巻く環境や労働人口減少に伴う企業経営の効率化などの動きにより、AIソリューション事業の関連市場は今後急速に拡大すると予測されるものの、企業の景気による影響や別の各種新技術に対する投資による影響を受ける可能性があります。

他社との提携について

当社グループでは、研究、開発、販売等において、共同研究、共同開発、技術導出入、共同販売等様々な形で他社と提携を行っております。何らかの事情により提携関係が変更・解消になった場合、業績に影響を与える可能性があります。

法的規制について

現状、AIソリューション事業に関連して、ヘルスケア分野において医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に準拠する必要があります。今後、他の分野においても、新たに法律や規制が制定された場合や、業界内で自主規制が求められた場合には、当社グループの事業上の計画等の見直しが必要となる可能性があり、当社グループの事業が影響を受ける可能性があるほか、これらに対応するための支出が増加する可能性があるなど、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

プロジェクトの検出時期あるいは赤字化による業績変動の可能性について

当社グループは、プロジェクトごとに進捗管理を行っておりますが、プロジェクトの進捗如何では納期の変更を余儀なくされることもあり、その場合、売上高計上のタイミングが変更となることから当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。また各案件についてはクライアントとの十分な要件定義に基づいた想定工数を基に見積もりを作成しており、乖離が生じないように工数管理を行っておりますが、見積時に想定しなかった事実の発覚、不測の事態の発生等により工数の増加があった場合、プロジェクト収支の悪化を招く場合があります、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

(3) その他

情報の管理について

当社グループの事業では、事業の特性上、コンピュータの調査の際に顧客企業の重要な情報を保有することとなるため、高度な情報の管理が求められております。そのため、データ処理センターを設置し、静脈認証や入室申請書による入室管理の徹底、耐火金庫による調査データの保管、外部と隔絶されたネットワークの構築等により安全な作業環境を確保しております。また、そのサービス運用において、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際標準規格である「ISO27001」（ISO/IEC27001:20013）、並びに国内規格である「JIS Q 27001」（JIS Q 27001:2014）の認証を取得し、更新審査に合格しております。

また当社グループの全従業員との間において個人情報を含む機密情報に係る契約を締結しており、退職後も個別に同契約を締結して、個人情報を含む機密情報の漏えいの未然防止に努めております。さらに、当社グループは個人情報をも含めた重要な業務管理情報について生体認証、ID及びパスワードによって管理すると共にインターネットを通じた外部からのアクセスによる情報流出の防止策を採用しております。

しかしながら、なんらかの事情により今後、情報の流出による問題が発生した場合、当社グループへの損害賠償請求や信用の低下等により、当社グループの事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

事業の拡大に伴う経営管理体制の確立について

当社グループは、2019年3月31日現在、取締役6名、監査役3名、連結ベースでの従業員387名で構成され、内部管理体制も現状に応じたものになっております。引き続き従業員の育成及び事業拡大に合わせた採用活動による人員増強などの施策を講じると共に管理業務の効率化及び組織の生産性の維持・向上に努める予定です。

しかしながら、人材の育成・増強及び管理面の強化が予定どおり進まなかった場合、又は人材が社外に流出した場合には、当社グループの組織的な業務運営に支障が生じ、当社グループの事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

人材の確保について

当社グループでは、事業展開においては、専門的な情報技術や業務知識を有する優秀な人材を確保する事が重要です。人材需要が急増するリーガルテックAI事業及びAIソリューション事業では、専門性を有する人材は限られております。当社グループでは、各分野の人材の中途採用と新卒者採用を進め、さらに社員教育体制の整備を進め、人材の定着を図るよう努めてまいります。

しかしながら、優秀な人材の確保が予定どおりに進まなかった場合、また既存の主要な人材が社外に流出した場合には、当社グループの経営活動に支障が生じ、当社グループの事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

企業買収等、事業再編に係るリスク

当社グループは成長戦略の一環としてM&A等により企業買収等を実施することがありますが、予想範囲を超える事業環境の変化の影響によって、経営及び財務状況の悪化が生じた場合は、当社グループの事業に影響を受けるほか、のれんの減損や事業再編等に伴う費用の発生等により、業績・財政状態に影響を受ける可能性があります。

技術革新について

当社グループが属する市場においては、急速な技術変化と水準向上が進んでおり、これに伴いクライアントのニーズも著しく変化しております。当社グループでは、これらに対応すべく、サービスの充実に努めております。しかしながら、今後一定のスキルを有する人材の確保が想定どおりに進まない、もしくはニーズの把握が困難となり十分なサービスが提供できない等の事由により訴求力が弱まり、サービス価値が低下するような状況になった場合には、当社の事業又は業績に影響を及ぼす可能性があります。

システム開発について

当社グループは、様々なデータ解析技術を用いてシステム及びソフトウェアの開発を行っております。当社の開発した製品に不具合が生じた場合や、開発が予定通りに進まなかったことによる等の理由により、利用者が損害を被った場合は、損害賠償の支払などにより、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

システム障害について

当社グループは、インターネットを利用した事業を行っておりますが、天災、事故、不正アクセス等による通信ネットワークの切断などにより、システム障害が発生する可能性があります。当社グループではデータのバックアップ、データセンターへの分散配置などによりトラブルに対する万全の備えをしておりますが、システム障害が発生した場合は、一時的なサービス提供の停止等により、業績に影響が生じる可能性があります。

知的財産等について

当社グループによる第三者の知的財産権侵害の可能性については、調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社グループの事業領域に対する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社グループが認識をせずに他社の特許を侵害してしまう可能性は否定できません。この場合、ロイヤリティの支払や損害賠償請求等により、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

為替相場の変動について

当社グループは米国法律事務所等への販売及び役務提供に関し、日本円を価格決定のベースとした外貨建（米ドル）にて取引を行っており、本取引は今後とも継続してまいります。一方、ディスカパリの主要マーケットである米国での2社の買収及び事業譲受により、米国での売上高がグループ全体の47.3%を占め、為替リスクが高まっております。急激な為替相場の変動は、海外の連結子会社の収益や財務諸表を円貨換算する場合にも影響を与える可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、主に当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、条件付発行可能潜在株式として取り扱われる新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が将来的に所定の条件を満たし、権利行使された場合は、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。2019年5月31日現在、新株予約権による潜在株式数は826,500株であり、同日時点の発行済株式総数38,149,862株の2.17%に相当しております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

（業績等の概要）

（1）業績

当連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）における世界経済は年度後半から米中貿易摩擦、地政学的リスクの不確実性の高まりといった先行き不透明な状況が継続し、これらに対する懸念から国際金融資本市場の調整につながりました。

わが国の経済は、雇用環境や所得の改善に伴い個人消費が持ち直していることなどから緩やかな回復基調が続くなか、IT関連投資も人材不足感への高まりの対応による省力化投資や生産性向上を目的に底堅く推移しました。

国内のAI市場をみると、様々な業種のイノベーター企業において、業務プロセスへの人工知能（AI）の実装が進みました。人工知能（AI）に纏わる議論も、かつて盛んであったAIがヒトの労働を奪うことを懸念するものから、人手不足問題の深刻化を背景としてAIが生産性向上や労働の自動化を実現するといった経済発展と社会課題解決の両立を目指すものへと変化がみられます。

さらに足もとでは、人工知能（AI）の学習に必要なデータ不足についての課題感や法整備、AI人材の不足、AI分野に投じる国家予算の比較といった議論が活発化し、AI市場が“効果検証”から“社会実装”へとステージを進化させたことが伺えます。

このような状況のもと、当社グループは他社に先駆けて人工知能（AI）をビジネスへ実装してきたフロントランナーとしての経験を活かし、当連結会計年度も人工知能（AI）市場の開拓に一層努めてまいりました。

この結果、国内AI言語解析市場において2016年度から3年連続でシェアNo.1を獲得するなど（ITR Market View：AI市場2018、2018年度は予測値）、AIソリューション企業としてのプレゼンスも向上しております。

リーガルテックAI事業（ ）につきましては、eディスカバリ（アジア企業案件）市場は今後も年平均成長率15%程度の拡大が続くと予想されております（出典：Mordor Intelligence “Global e-Discovery Market 2017-2023”）。

これは、eディスカバリの対象となる“企業が保有する電子情報のデータ量”が継続的に増大していることが主因であります。一方、データ容量あたりの解析サービス料の引き下げに対する圧力は年々高まり、不採算案件を抱え困窮するベンダーも多く発生しております。

こうした状況から採算を確保しやすい大型案件の獲得競争はますます熾烈になる一方、人件費が高み利幅の低いレビュー工程を下請けに切り出す戦略に出るベンダーや、オフショア作業によりレビュー工程の価格破壊を仕掛けるベンダーが出現しております。

しかしながら、こうした戦略はeディスカバリの肝であるレビュー工程の質が犠牲となる恐れがあり望ましいものではありません。特にレビューのオフショア作業は品質や機密管理の観点から非常にリスクが高いだけでなく、今後もデータ量の増加が続くことを鑑みると、現在の人海戦術による対応は早晩限界に達することが懸念されております。レビュー工程の質が訴訟の勝敗を分けると言っても過言ではなく、今後はeディスカバリの全工程を一気通貫で行い、AIの力でレビュー品質の向上とコスト低減を実現するベンダーが優位な構造となると予想しております。

当社では、こうした環境変化を捉え、技術分野における重点施策として「eディスカバリの作業工程の全自動化」を最終目標に掲げ研究開発を進めております。

当連結会計年度においては、人工知能KIBITの活用によりeディスカバリの工程で最も負荷の高い“文書レビュー”の作業時間を従来の2分の1に削減するツール「KIBIT Automator」を2019年3月にリリースいたしました。同ツールでは文書レビュー業務効率化に加えて、当業界標準である作業量ベースの料金体系ではなく、透明性の高い従量制課金モデルの導入を予定しております。

営業面では、採算性に留意した受注活動と受注後の案件管理を強化いたしました。

当社グループの強みであるアジア言語の解析力、人工知能（AI）技術を活用した効率性、全工程をワンストップでサポートする対応力を武器に、アジア企業の大型案件獲得に向けてクロスボーダー営業の体制構築を重点的に取り組みました。大型案件の受注に向けてグローバルリーガル事業統括本部を設置し、拠点毎ではなくグローバル全体で管理・運営・評価を進めました。

これらの施策により米国大手法律事務所とのネットワーク深耕が徐々に進み、潜在案件へリーチする機会が増加するなど一定の成果が発現しました。しかしながら、当連結会計年度下期の大口パイプラインとして見込んだ案件でロストや期ズレが発生するなど、業績貢献には期初の想定以上の時間を要している状況です。

今後は、決定力不足の要因となっている営業・マーケティングのシニアマネジメント層の強化、技術営業の促進、多面的な営業活動の活性化といった営業組織力の強化を迅速に進めていくことで、受注確度の向上、売上高の増加に繋げてまいります。

なお、eディスカバリと同様フォレンジックサービスの分野においても、AIの活用により大量のデータを短時間で抜け漏れなく調査したいという需要は、国内の会計不正調査における第三者委員会発足件数の増加を背景に急増しております。当連結会計年度においても大型の調査案件で当社AI技術を活用することで全貌解明に至る事案がありました。当連結会計年度の同サービスの売上高は対前年度比1.5倍と拡大しており、今後も成長が見込まれる分野として注力してまいります。

当期末より従来の「リーガルテック事業」の呼称を「リーガルテックAI事業」に変更いたしました。

続いて、AIソリューション事業につきましては、国内においてビジネスインテリジェンス、ヘルスケアの各分野が順調に推移した結果、ストックビジネスであるAIソリューション事業においてKIBIT製品の導入社数を176社（前年同期比2.2倍）と積み上げ、セグメント全体の売上高は前年同期比56.7%増と、企業のAI投資機運の高まりを追い風に過去最高売上高を更新し、初めて通期営業黒字に転換いたしました。

ビジネスインテリジェンス分野においては、当連結会計年度は、金融や知財といった既存領域への浸透による導入社数の増加と受託開発の開始による案件の大型化が相俟って売上高が伸長いたしました。

当連結会計年度では、顧客システムや他社システムへの連携を可能にするKIBITの第二世代「KIBIT G2（キビット ジーツー）」を開発しました。自然言語×AIの領域は開拓の余地が非常に大きく、積極的な市場開拓を推し進め業界のデファクトとしての地位を目指し取り組んでまいります。

さらなる市場開拓に向けては、技術提案力は元より、顧客企業の業務への深い理解を背景としたコンサルティング力、ソリューション力及びサポート力を一層向上することで当社のソリューション軸（領域）をさらに広げ、受託開発等で培ったベストプラクティスを蓄積・パッケージ化しマーケティングパートナー企業と共有・補完し成長を加速させることが必須であると考えます。

こうした取り組みの一環として、当連結会計年度第3四半期にFRONTEO AI BizDevOps Lab.（フロンテオ エーアイ ビズデブオプスラボ）を開設いたしました。AIの導入における様々な課題の発見と解決策の立案から、実現可能な運用設計に至るプロセスを最短で実現し、AIの実装を促進する最前線として稼動しております。

ヘルスケア分野では、当連結会計年度第1四半期において、当社グループとして2つめとなる独自の人工知能(AI)エンジンである「Concept Encoder」の特許を取得しました。

さらに同第3四半期においては、Concept Encoderのベクトル化技術を応用した製薬企業向け「新規医薬品候補探索技術」の提供を開始するなど、ヘルスケア市場のニーズに応える新技術の開発に取り組み成果を上げました。

また、新技術の開発とともに、中長期プロジェクト(共同研究・受託開発案件)である転倒転落予測システム、疼痛診療支援AIシステム、精神疾患客観評価デバイスといった各製品の開発も順調に進めております。

今後とも、統計学的手法により解析過程が検証可能である(非ブラックボックス性)というConcept Encoderの強みを活かし、ヘルスケアセクターのビッグデータの利活用ならびにソリューション提供の促進を実現してまいります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は11,262,070千円となり、前年同期比で7.8%減少しましたが、リーガルテックAI事業の損益構造改革による成果が寄与し、営業利益244,410千円(前年同期比37.5%増)、経常利益203,121千円(前年同期は16,572千円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純利益52,249千円(前年同期は828,124千円の親会社株主に帰属する当期純損失)と、全ての利益レベルで黒字化を達成しました。各事業の当連結会計年度の概況は以下のとおりです。

(リーガルテックAI事業)

韓国及び台湾でのクロスボーダー案件が好調に推移した一方、主に米国司法省案件においてロスト・期ズレが発生した結果、売上高は9,834,826千円(前年同期比13.0%減)、営業利益は110,773千円(前年同期比75.9%減)となりました。

(AIソリューション事業)

国内のビジネスインテリジェンス分野において、金融・知財領域の浸透による導入社数の増加と受託開発開始による案件の大型化により事業規模は着実に拡大しております。その結果、AIソリューション事業では1,427,243千円(前年同期比56.7%増)と過去最高の売上高を更新しました。営業損益に関しましては、営業利益133,637千円(前年同期は282,548千円の営業損失)と従前より進めてきた営業・マーケティング活動が功を奏し、通期営業黒字に転換いたしました。

(2) 財政状態

(資産)

総資産は、前連結会計年度末と比べて1,022,708千円減少し、13,442,624千円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末と比べて1,217,532千円減少し、6,862,818千円となりました。これは主に、借入金の返済等による現金及び預金の減少1,204,612千円、受取手形及び売掛金の増加35,598千円によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末と比べて194,824千円増加し、6,579,805千円となりました。これは主に、自社開発ソフトウェアの制作によるソフトウェアの増加205,705千円によるものであります。

(負債)

負債合計は、前連結会計年度末と比べて1,291,107千円減少し、8,820,624千円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末と比べて608,259千円増加し、4,747,399千円となりました。これは主に、返済により短期借入金400,000千円減少したものの、償還期限が1年内の転換社債を固定負債から流動負債に振り替えたことにより1年内償還予定の新株予約権付社債が1,250,000千円増加したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末と比べて1,899,366千円減少し、4,073,224千円となりました。これは主に、長期借入金568,991千円及び新株予約権付社債1,250,000千円が流動負債に振り替えられたことによるものであります。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末と比べて268,398千円増加し、4,622,000千円となりました。これは主に為替換算調整勘定の増加125,211千円によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。))は、3,922,806千円となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況と、その主な要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は731,461千円(前期比763,892千円の収入の減少)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益230,706千円、減価償却費817,499千円、法人税等の支払額369,809千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は966,421千円(前期比257,214千円の支出の増加)となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出660,791千円、有形固定資産の取得による支出252,933千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は1,011,939千円(前年同期比873,233千円の支出の増加)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出1,000,872千円によるものであります。

(生産、受注及び販売の状況)

(1) 生産実績

当社グループの事業内容は、主にコンピュータフォレンジックサービス、フォレンジックツールの販売であり、生産実績については、該当はありません。

(2) 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
リーガルテックAI事業	7,908	176.7
合計	7,908	176.7

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当社グループは、受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(4) 販売実績

当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。

事業部門別		売上高(千円)	前期比(%)	
リーガルテック AI事業	eデイスカバリ サービス	Review	2,654,549	15.7
		Collection, Process	1,725,055	40.8
		Hosting	4,869,693	0.3
		計	9,249,297	15.3
	フォレンジック サービス	フォレンジックサービス	585,528	49.4
リーガルテックAI事業売上高 計		9,834,826	13.0	
AIソリューション事業	ビジネスインテリジェンス		1,169,896	88.7
	ヘルスケア		179,688	35.1
	海外AI		77,659	50.7
AIソリューション事業売上高 計		1,427,243	56.7	
合 計		11,262,070	7.8	

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計基準は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載されているとおりです。

(2) 経営成績の分析

売上高

当連結会計年度における売上高は11,262,070千円(前期比7.8%減)となりました。

売上総利益

売上総利益は4,933,871千円(前期比5.6%減)、売上総利益率は43.8%となりました。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、4,689,461千円(前期比7.1%減)となりました。

営業利益

上記の結果、当連結会計年度の営業利益は244,410千円となりました。

営業外収益、営業外費用

為替差益79,129千円、シンジケートローン手数料63,287千円等の計上により、営業外損益(営業外収益 - 営業外費用)は、41,288千円となりました。

経常利益

上記の結果、当連結会計年度の経常利益は203,121千円となりました。

特別利益、特別損失

新株予約権戻入益44,130千円、固定資産除却損7,625千円、減損損失8,919千円等の計上により、特別損益(特別利益 - 特別損失)は、27,584千円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益

上記の結果から法人税等の金額及び非支配株主に帰属する当期純利益を差し引いた、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は52,249千円となりました。

(3) 当社グループの資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは、主に営業活動から得られる自己資金及び金融機関からの借入を資金の源泉としております。設備投資並びにM&A等の事業投資の長期資金需要につきましては、資金需要が発生した時点で、自己資金又は、金融機関からの長期借入金等、金利コストの最小化を図れるような調達方法を検討し対応しております。また、運転資金需要につきましては、営業活動から得られる自己資金と金融機関からの借入金等により賄っております。

なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は5,602,092千円となっております。借入金については主に運転資金や過年度におけるM&A等のための資金で、全て金融機関からの借入となっております。当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は3,922,806千円であります。

(4) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは「Bright Valueの実現～記録に埋もれたリスクとチャンスを見逃さないソリューションを提供し、情報社会のフェアネスを実現する～」という企業理念のもと、独自開発の人工知能(AI)エンジン「KIBIT(キビット)」及び「Concept Encoder(コンセプトエンコーダー)」を柱とする高度な情報解析技術を駆使し、祖業である国際訴訟支援、不正調査から製造、金融、小売、流通、そして医療分野といった様々なフィールドで、必要かつ適切な情報に出会えるフェアな世界の実現及び社会課題の解決に貢献しております。

高度な情報解析技術を駆使し社会に貢献するための活用領域として、事業セグメントを祖業である国際訴訟支援及び不正調査においてAIを活用したサービス提供をする「リーガルテックAI事業」と、各産業でAIソリューションを提供する「AIソリューション事業」に分け、以下の項目の強化に取り組んでまいります。

リーガルテックAI事業

eディスカバリ(アジア企業案件)市場は今後も年平均成長率15%程度の拡大が続くと予想されております(出典:Mordor Intelligence “Global e-Discovery Market 2017-2023”)。これは、eディスカバリの対象となる“企業が保有する電子情報のデータ量”が継続的に増大していることが主因であります。一方、データ容量あたりの解析サービス料の引き下げに対する圧力は年々高まり、不採算案件を抱え困窮するベンダーも多く発生しております。こうした状況から採算を確保しやすい大型案件の獲得競争はますます熾烈になっております。

こうした環境の下、当社では採算性に留意した受注活動と受注後の案件管理を強化しております。当社グループの強みであるアジア言語の解析力、人工知能(AI)技術を活用した効率性、全工程をワンストップでサポートする対応力を武器に、アジア企業の大型案件獲得に向けてクロスボーダー営業の体制構築を重点的に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、米国大手法律事務所とのネットワーク深耕が徐々に進み、潜在案件ヘリーチする機会が増加するなど一定の成果が発現しました。しかしながら、当連結会計年度下期の大口パイプラインとして見込んだ案件でロストや期ズレが発生するなど、業績貢献には期初の想定以上の時間を要している状況です。

中期の課題として、決定力不足の要因となっている営業・マーケティングのシニアマネジメント層の強化、技術営業の促進、多面的な営業活動の活性化といった営業組織力の強化を迅速に進めていくことで、受注確度の向上、売上高の増加に繋げてまいります。

また、中長期の技術分野における重点施策として、当社では、増え続けるデータ量に対応するため、eディスカバリの作業工程の全自動化を最終目標に掲げ研究開発を進めております。当連結会計年度においては、人工知能KIBITの活用によりeディスカバリの工程で最も負荷の高い“文書レビュー”の作業時間を2分の1に削減するツール「KIBIT Automator」をリリースいたしました。同ツールでは文書レビュー業務効率化に加えて、当業界標準である作業量ベースの料金体系ではなく、透明性の高い従量制課金モデルの導入を予定しております。

AIソリューション事業

国内のAI市場をみると、様々な業種のイノベーター企業において、業務プロセスへの人工知能（AI）の実装が進みました。AIに纏わる議論も、かつて盛んであったAIがヒトの労働を奪うことを懸念するものから、人手不足問題の深刻化を背景としてAIが生産性向上や労働の自動化を実現するといった経済発展と社会課題解決の両立を目指すものへと変化がみられます。さらに足もとでは、AIの学習に必要なデータ不足についての課題感や法整備、AI人材の不足、AI分野に投じる国家予算の比較といった議論が活発化し、AI市場が“効果検証”から“社会実装”へとステージを進化させたことが伺えます。

このような状況のもと、当社グループは他社に先駆けてAIをビジネスへ実装してきたフロントランナーとしての経験を活かし、当連結会計年度もAI市場の開拓に一層努めてまいりました。この結果、国内AI言語解析市場において2016年度から3年連続でシェアNo.1を獲得するなど（ITR Market View：AI市場2018、2018年度は予測値）、AIソリューション企業としてのプレゼンスも向上しております。

当社の得意とする自然言語×AIの領域は開拓の余地が非常に大きく、ビジネスインテリジェンス、ヘルスケアの両分野において積極的な市場開拓を推し進めてまいります。

（ビジネスインテリジェンス）

さらなる市場開拓に向けては、技術提案力は元より、顧客企業の業務への深い理解を背景としたコンサルティング力、ソリューション力及びサポート力を一層向上することで当社のソリューション軸（領域）をさらに広げるとともに、導入事例や受託開発などで当社が培ったベストプラクティスを蓄積・パッケージ化しマーケティングパートナー企業と共有・補完し成長を加速させることが必須であると考えます。データサイエンティスト・AI人材の不足が顕在化している昨今、上記を実現するために、優秀な人材を獲得・定着させることが重要であると認識しており、引き続き積極的な採用活動と既存社員の育成を進めます。

（ヘルスケア）

ヘルスケアの領域では、高齢化社会を迎え患者数が増加傾向を強める一方で、医療・介護従事者の人手不足が叫ばれており、医療・介護現場の継続的な業務の効率化が不可欠であり、AIの潜在市場は非常に大きいと予想されます。当社グループは引き続きヘルスケアを中長期的な成長の柱と位置付け投資を進めてまいります。

当連結会計年度においては、当社グループとしては2つめとなる独自のAIエンジン「Concept Encoder(コンセプトエンコーダー)」の特許を取得しました。これにより、遺伝子情報など言語以外の情報を含めた解析が可能となり、ヘルスケアセクターにおけるビッグデータの利活用が促進されます。医療機器や医療現場で活用するシステムとしての認可取得及びユーザーの承認を得るためには、解析の精度に加えて、技術の安全性、再現性や統計に基づく効果の立証などの課題にも応えていく必要があり、体制整備に努めてまいります。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

(財務制限条項)

当社は、2016年7月26日及び2016年9月27日にシンジケートローン契約を、2015年11月30日に長期借入契約を、また2019年1月23日にコミットメントライン契約を締結しておりますが、それぞれの契約に財務制限条項が付されております。

詳細は、「第5 経理の状況 注記事項(連結貸借対照表関係)」に記載しております。

5 【研究開発活動】

当社は、独自開発した人工知能エンジン「KIBIT」をリーガルテックAI事業及びAIソリューション事業での利便性を更に向上させるため、新たなソリューションの拡充、製品の開発を行っております。当連結会計年度における当社グループが支出した研究開発費の総額は62,364千円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は966,665千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) リーガルテックAI事業

当連結会計年度は総額666,444千円の投資を実施しました。その主なものは電子証拠開示支援ソフトウェアの開発であります。なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

(2) AIソリューション事業

当連結会計年度は総額300,221千円の投資を実施しました。その主なものはビジネスインテリジェンス分野におけるソフトウェアの開発であります。なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)	
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	リース 資産 (千円)	ソフト ウェア (千円)	ソフト ウェア 仮勘定 (千円)	その他 (千円)		合計 (千円)
本社 (東京都港 区)	リーガルテック AI ソリューション	フォレンジック クラブ、情報 関連機器等	92,939	143,815	44,344	806,417	253,005	68,228	1,408,750	176 (5)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3 上記の他、本社建物(床面積3,305.8㎡)を賃借しております。賃借料は年105,693千円であります。
4 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(2) 国内子会社

主要な設備はありません。

(3) 在外子会社

2019年3月31日現在

会社名	セグメントの名称	事業所名(所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数(人)
				建物(千円)	工具、器具及び備品(千円)	リース資産(千円)	ソフトウェア(千円)	合計(千円)	
FRONTEO USA, Inc.	リーガルテックAI	本社(ニューヨーク州)	情報関連機器等	52,254	254,201	54,457	65,219	426,132	177(2)
FRONTEO Taiwan, Inc.	リーガルテックAI	本社(台北市)	情報関連機器等	-	30,636	-	-	30,636	7(1)
FRONTEO Korea, Inc.	リーガルテックAI	本社(ソウル市)	情報関連機器等	-	50,479	-	1,055	51,534	25(-)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
3 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

会社名	セグメントの名称	事業所名(所在地)	設備の内容	賃借料(千円)
FRONTEO USA, Inc.	リーガルテックAI	本社(ニューヨーク州)	事務所等	201,319
FRONTEO Taiwan, Inc.	リーガルテックAI	本社(台北市)	事務所等	5,183
FRONTEO Korea, Inc.	リーガルテックAI	本社(ソウル市)	事務所等	18,857

3 【設備の新設、除却等の計画】

2019年3月31日現在における重要な設備の新設、除却等の計画は以下のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の効果
				総額(千円)	既支払額(千円)		着手	完了	
提出会社	本社(東京都港区)	リーガルテックAI	ディスクバリー(証拠開示)機能追加ソフトウェア開発	547,000	-	自己資金	2019年4月	2020年3月	レビュー機能等の向上
提出会社	本社(東京都港区)	AIソリューション	人工知能KIBIT搭載ソフトウェア	364,000	-	自己資金	2019年4月	2020年3月	解析機能等の向上
提出会社	本社(東京都港区)	リーガルテックAI	データセンタ設備	175,000	-	自己資金	2019年4月	2020年3月	安定的なサービス提供
FRONTEO Korea, Inc.	本社(ソウル市)	リーガルテックAI	データセンタ設備	60,000	-	自己資金	2019年4月	2020年3月	安定的なサービス提供
FRONTEO Taiwan, Inc.	本社(台北市)	リーガルテックAI	データセンタ設備	21,000	-	自己資金	2019年4月	2020年3月	安定的なサービス提供

(注) 2020年3月以降も毎期定期的に改良を行う予定であります。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	72,000,000
計	72,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年7月1日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	38,123,862	38,149,862	東京証券取引所 (マザーズ) 米国ナスダック市場	単元株式数100株
計	38,123,862	38,149,862		

(注) 提出日現在発行数(株)には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第7回新株予約権	
決議年月日	2012年6月22日定時株主総会決議、2013年5月31日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員5、当社従業員17、当社子会社従業員25
新株予約権の数(個)	1,260 [0](注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 126,000 [0](注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	469(注)3、4、5
新株予約権の行使期間	2016年6月1日～2019年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 469 資本組入額 235 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員または当社の協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6
取得条項に関する事項	(注)7

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年6月30日)にかけて変更された事項については、2019年5月31日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 2014年4月1日付をもって普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 4 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 5 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 6 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 7 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。
新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第9回新株予約権	
決議年月日	2013年6月25日定時株主総会決議、2014年5月22日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員5、当社従業員11、当社子会社取締役2、当社子会社従業員6
新株予約権の数(個)	1,390 [1,390](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 139,000 [139,000](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	489(注)3、4
新株予約権の行使期間	2017年5月23日～2020年5月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 489 資本組入額 245
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員または当社の協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
取得条項に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年6月30日)にかけて変更された事項については、2019年5月31日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 4 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
- 5 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第11回新株予約権	
決議年月日	2014年6月24日定時株主総会決議、2015年5月28日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員6、当社従業員27、当社子会社取締役1、当社子会社従業員10
新株予約権の数(個)	1,035 [1,025](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 103,500 [103,500](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,029(注)3、4
新株予約権の行使期間	2018年5月29日～2021年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,029 資本組入額 515
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
取得条項に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年6月30日)にかけて変更された事項については、2019年5月31日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 4 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
- 5 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第12回新株予約権	
決議年月日	2015年6月23日定時株主総会決議、2015年7月31日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社従業員12
新株予約権の数(個)	170 [170](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 17,000 [17,000](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	930(注)3、4
新株予約権の行使期間	2018年8月2日～2021年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 930 資本組入額 465
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
取得条項に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年6月30日)にかけて変更された事項については、2019年5月31日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 4 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
- 5 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第13回新株予約権	
決議年月日	2015年6月23日定時株主総会決議、2016年6月21日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員38、当社子会社従業員7
新株予約権の数(個)	1,124 [964](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 112,400 [112,400](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,181(注)3、4
新株予約権の行使期間	2019年6月23日～2022年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,181 資本組入額 591
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
取得条項に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年6月30日)にかけて変更された事項については、2019年5月31日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 4 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
- 5 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

6 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第14回新株予約権	
決議年月日	2016年6月29日定時株主総会決議、2016年8月25日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役1、当社子会社従業員33
新株予約権の数(個)	410 [410](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 41,000 [41,000](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	809(注)3、4
新株予約権の行使期間	2019年8月27日～2022年8月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 809 資本組入額 405
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権を行使するには、()権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、()権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認められた理由により、()の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなつてから90日以内に()の要件のみをもって行使することができる。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
取得条項に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年6月30日)にかけて変更された事項については、2019年5月31日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 4 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 5 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 6 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。
新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第15回新株予約権	
決議年月日	2016年6月29日定時株主総会決議、2016年12月22日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役1
新株予約権の数(個)	150 [150](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 15,000 [15,000](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	901(注)3、4
新株予約権の行使期間	2019年12月24日～2022年12月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 901 資本組入額 451
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権を行使するには、()権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、()権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、()の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に()の要件のみをもって行使することができる。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
取得条項に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年6月30日)にかけて変更された事項については、2019年5月31日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 4 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 5 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 6 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。
新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第16回新株予約権	
決議年月日	2016年6月29日定時株主総会決議、2017年4月20日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員3、当社子会社取締役1、当社子会社従業員2
新株予約権の数(個)	150 [150](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 15,000 [15,000](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	774(注)3、4
新株予約権の行使期間	2020年4月22日～2023年4月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 774 資本組入額 387
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権を行使するには、()権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、()権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、()の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に()の要件のみをもって行使することができる。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
取得条項に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年6月30日)にかけて変更された事項については、2019年5月31日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 4 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 5 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 6 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。
新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第18回新株予約権	
決議年月日	2016年6月29日定時株主総会決議、2017年6月22日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員24、当社子会社従業員15
新株予約権の数(個)	397 [397](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 39,700 [39,700](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	763(注)3、4
新株予約権の行使期間	2020年6月24日～2023年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 763 資本組入額 382
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権を行使するには、()権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、()権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、()の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に()の要件のみをもって行使することができる。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
取得条項に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年6月30日)にかけて変更された事項については、2019年5月31日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 4 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 5 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 6 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。
新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第20回新株予約権	
決議年月日	2017年6月29日定時株主総会決議、2017年12月22日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3、当社執行役員4、当社子会社取締役1
新株予約権の数(個)	1,450 [1,450](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 145,000 [145,000](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	706(注)3、4
新株予約権の行使期間	2020年12月26日～2023年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 706 資本組入額 353
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権を行使するには、()権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、()権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、()の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に()の要件のみをもって行使することができる。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
取得条項に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年6月30日)にかけて変更された事項については、2019年5月31日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 4 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 5 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 6 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。
新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第21回新株予約権	
決議年月日	2017年6月29日定時株主総会決議、2018年3月23日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役1
新株予約権の数(個)	224 [224](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 22,400 [22,400](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	830(注)3、4
新株予約権の行使期間	2021年3月27日～2024年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 830 資本組入額 415
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権を行使するには、()権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、()権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認められた理由により、()の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなってから90日以内に()の要件のみをもって行使することができる。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
取得条項に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年6月30日)にかけて変更された事項については、2019年5月31日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 4 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 5 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 6 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。
新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第22回新株予約権	
決議年月日	2017年6月29日定時株主総会決議、2018年6月25日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員23、当社子会社取締役1、当社子会社従業員15
新株予約権の数(個)	225 [192](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 22,500 [22,500](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,110(注)3、4
新株予約権の行使期間	2021年6月27日～2024年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,110 資本組入額 555
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権を行使するには、()権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、()権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、()の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなつてから90日以内に()の要件のみをもって行使することができる。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
取得条項に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年6月30日)にかけて変更された事項については、2019年5月31日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 4 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 5 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 6 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。
新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第23回新株予約権	
決議年月日	2018年6月30日定時株主総会決議、2019年2月4日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4、当社執行役員3、当社従業員64、当社子会社取締役1、当社子会社従業員44
新株予約権の数(個)	1,690 [1,670](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 169,000 [169,000](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	793(注)3、4
新株予約権の行使期間	2022年2月6日～2025年2月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 793 資本組入額 397
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権を行使するには、()権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、()権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、()の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなつてから90日以内に()の要件のみをもって行使することができる。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
取得条項に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年6月30日)にかけて変更された事項については、2019年5月31日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 4 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 5 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 6 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。
新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

第24回新株予約権	
決議年月日	2018年6月30日定時株主総会決議、2019年5月30日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3
新株予約権の数(個)	300 [300](注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 30,000 [30,000](注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	537(注) 3、4
新株予約権の行使期間	2022年5月31日～2025年5月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 537 資本組入額 269
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権を行使するには、()権利行使時までに3年以上継続して当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有し、かつ、()権利行使時において、当社または当社子会社の取締役(米国におけるOfficerを含む。)、監査役、執行役員もしくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む。)のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、権利行使時において、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた理由により、()の要件を満たさない場合には、当該地位を有しなくなつてから90日以内に()の要件のみをもって行使することができる。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5
取得条項に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年6月30日)にかけて変更された事項については、2019年5月31日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 4 新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 5 当社が、合併、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 6 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案並びに当社が分割会社となる分割計画書又は分割契約書について、株主総会の決議（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされたときは、新株予約権は無償にて取得することができる。
新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償にて取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債発行	
決議年月日	2016年11月14日取締役会決議
新株予約権の数(個)	20 [20](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,537,528 [1,537,528](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	813(注)2
新株予約権の行使期間	2016年12月1日～2019年11月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 813 資本組入額 407 (注)3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権付社債の残高(千円)	1,250,000

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。)する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
2. (1)本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
- (2)転換価額
813円
- (3)転換価額の調整
当社は、当社が本社債の発行後、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。
- $$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2014年4月1日 (注) 1	30,970,224	34,411,360		1,095,358		827,108
2014年9月16日 (注) 2	1,000,000	35,411,360	577,800	1,673,158	577,800	1,404,908
2015年2月1日～ 2015年3月31日 (注) 3	80,000	35,491,360	15,275	1,688,433	15,275	1,420,183
2015年11月1日～ 2015年12月31日 (注) 3	260,000	35,751,360	17,497	1,705,931	17,497	1,437,681
2016年4月1日～ 2016年9月30日 (注) 3	153,000	35,904,360	59,032	1,764,965	59,032	1,496,715
2016年10月1日～ 2017年3月31日 (注) 4	2,017,502	37,921,862	716,656	2,481,621	716,656	2,213,371
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注) 3	108,000	38,029,862	25,724	2,507,346	25,724	2,239,096
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注) 3	94,000	38,123,862	51,860	2,559,206	51,860	2,290,956

- (注) 1 株式分割により発行済株式総数が30,970,224株増加しております。
- 2 第三者割当による株式買取基本契約（包括的新株発行プログラム"STEP2014モデル"）に基づく払込みにより、発行済株式総数が1,000,000株、資本金が577,800千円及び資本準備金が577,800千円増加しております。
- 3 新株予約権の行使による増加であります。
- 4 転換社債型新株予約権付社債の行使により発行済株式総数が1,537,502株、資本金が643,000千円及び資本準備金が643,000千円増加し、新株予約権の行使により発行済株式総数が480,000株、資本金が91,656千円、資本準備金が91,656千円増加しております。
- 5 2019年4月1日から2019年6月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が26,000株、資本金が9,444千円及び資本準備金が9,444千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	6	38	77	43	22	16,352	16,538	
所有株式数(単元)	0	51,509	13,442	35,459	23,315	114	257,050	380,889	34,962
所有株式数の割合(%)	0	13.52	3.53	9.31	6.12	0.03	67.49	100.00	

(注) 自己株式696株は、「個人その他」に6単元、「単元未満株式の状況」に96株含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
守本 正宏	東京都港区	6,920,400	18.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	3,019,800	7.92
株式会社フォーカスシステムズ	東京都品川区東五反田2丁目7-8	2,984,720	7.82
池上 成朝	東京都港区	2,712,800	7.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,251,500	3.28
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A.	846,200	2.21
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	545,900	1.43
神林 忠弘	新潟県新潟市中央区	436,200	1.14
林 純一	東京都墨田区	383,000	1.00
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TRETU ACCOUNT	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK	292,400	0.76
計		19,392,920	50.87

(注) 2019年4月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ証券株式会社、その共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が2019年3月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	56,600	0.14
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	1,154,400	3.02

(7) 【議決権の状況】

発行済株式

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 38,088,300	380,883	
単元未満株式	普通株式 34,962		
発行済株式総数	38,123,862		
総株主の議決権		380,883	

自己株式等

2019年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社FRONTEO	東京都港区港南2-12-23 明産高浜ビル7F	600		600	0.00
計		600		600	0.00

(注) 96株は単元未満株式であるため、上記には含まれておりません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	66	0
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	696		696	

(注) 当期間における保有自己株式には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

株主に対する利益還元は、当社グループ経営の重要課題のひとつと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開と経営基盤の強化に必要な内部留保の充実に努めつつ、業績に応じた配当を継続的に行う事を基本方針としております。当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり3円としております。なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年6月29日 定時株主総会決議	114	3

(配当制限)

借入金のうち、2016年7月26日及び2016年9月27日に締結したシンジケートローン契約、2015年11月30日に締結した長期借入契約、2019年1月23日に締結したコミットメントライン契約については、次のとおり財務制限条項が付されております。

2016年7月26日締結 シンジケートローン

1年内返済予定の長期借入金	199,999千円
長期借入金	466,666千円

- イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2016年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

2016年9月27日締結 シンジケートローン

1年内返済予定の長期借入金	60,000千円
長期借入金	150,000千円

- イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2016年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

2015年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金	187,493千円
長期借入金	1,124,961千円

- イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2015年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

2015年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金	126,809千円
長期借入金	767,682千円

- イ. 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2015年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

2015年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金	22,008千円
長期借入金	143,057千円

- イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2015年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

2015年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金	85,300千円
長期借入金	516,700千円

- イ. 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2015年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

2019年1月23日締結 コミットメントライン契約

短期借入金	1,100,000千円
-------	-------------

- イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2018年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「Bright Valueの実現～記録に埋もれたリスクとチャンスを見逃さないソリューションを提供し、情報社会のフェアネスを実現する～」という企業理念のもと、訴訟支援や不正調査といった事業においてお客様の法的リスクの低減を目的とした支援を行ってまいりました。特にアジア企業の企業価値維持・向上に関しては、ローカルサポート体制の確立やアジア言語解析技術の研究開発などを通し、業界における先駆者として一定の評価を頂いていると考えております。

現在当社グループは、法務分野での情報解析を通じて培った独自の人工知能技術を活用して、新たな社会的課題の解決に取り組んでおります。人間の暗黙知を理解する当社の人工知能「KIBIT」は、これまで人間の判断を必要とした多くの作業を代替し、データ量の増大に伴い困難となっていたビッグデータから必要かつ適切な情報に出会えるfairな世界の実現を可能とします。様々な分野で豊かな社会の実現に寄与し、ステークホルダーの皆様へ信頼される存在になるよう、当社自身の企業価値維持向上を基本方針として活動を行います。

当社では、市場環境の変化が激しい情報産業の中で継続して企業価値を高めるためには、コーポレート・ガバナンスの確立による内部統制の充実が不可欠であると考えております。基本方針である企業価値の継続的な向上を実現するために、透明性と健全性を確保した経営体制の確立、ステークホルダーの皆様との緊密なコミュニケーション、拡大する当社の中でのコンプライアンスの堅守などを取り組みます。ステークホルダーの皆様と共に社会の未来の創造に寄与するために様々な分野での挑戦を続けると共に、そのために必要な組織体制の整備、拡充を行ってまいります。

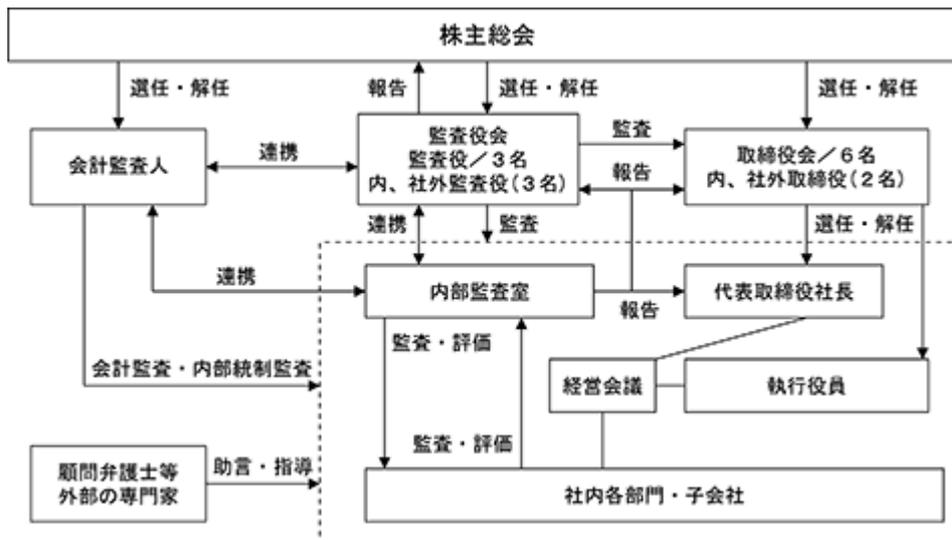
企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であり、提出日現在において取締役6名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されております。原則毎月1回、定時取締役会が開催され、重要事項はすべて付議され、業務執行状況についても随時報告されております。また、重要な議案が生じた時に必要に応じて臨時取締役会を機動的に開催できる体制を整えております。会社の経営上の重要事項の意思決定及び業務執行の監督機関として、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決議しております。

また、当社は取締役の業務執行体制の充実と効率化を図るため、執行役員制度を採用しております。各部門を直接指揮・監督する執行役員は取締役会において選任され、取締役会が定めた責務を遂行致します。

監査役会は毎月1回定期的に、必要に応じて臨時に開催されており、監査役は取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。

当社の企業統治体制は下図のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

内部統制システムの整備状況

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人の行動規範とする。

取締役は職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視、監督する。

取締役の職務の執行状況は「監査役会規則」に基づき、監査役の監査を受ける。

内部監査室がコンプライアンスの遵守状況等を監査する。

取締役及び使用人のコンプライアンス違反行為を直接通報する制度を設ける。

(b) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録等、取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理細則」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存・管理する。

取締役及び監査役は、常時、取締役の職務執行に係る情報についての記録又は電磁媒体を閲覧することができる。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門所管業務に付随するリスクについては、それぞれの担当部門にて管理する。

組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はリスク管理委員会が行う。

新たに生じたリスクへの対応については、取締役会において速やかに対応をはかる。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回開催の定例取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催する。

迅速かつ的確な経営判断を補完する目的で、経営会議において、取締役と執行役員による意見交換を行う。

取締役は経営計画の達成に向けて職務を遂行し、各部門の業績・業務報告と改善策は適宜取締役会に報告され、審議される。

(e) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社のグループ会社に対しても、法令の遵守及び業務の適正と効率性を確保するための諸規程の整備とシステムの構築を行なっていく。

当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針に基づき、子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議または報告を行う。また、当社及び子会社は、少数株主保護のため、グループ会社と取引等を行う際は、当該取引等の必要性及び当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。

取締役は、その職務内容に従い、当社のグループに属する会社が適正かつ効率的な経営を行うように指導していく。

内部監査室はグループ会社に対しても、業務全般にわたる内部監査を実施する。

監査役はグループ会社に対しても、業務執行状況等を監視、監査する。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。

(g) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人を置くこととなった場合には、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

(h) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項のほか、次の事項を遅滞なく報告する。

- 当社の業務に重大な影響を及ぼす事項
- 内部監査室が行う内部監査の結果
- 内部監査室が行う内部統制評価の結果
- 内部通報制度による通報の状況

(i) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の半数以上は社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。

監査役は、取締役との意見交換を定期的開催し、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

監査役は、内部監査室、会計監査人との定期的な情報交換を行い、連携して監査の実効性を確保する。

監査役は、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。

(j) 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

当社は、グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために「経理規程」等関係規程類の一層の整備を進めるとともに、「財務報告に係る内部統制の基本方針規程」を定め、これに基づき内部統制の整備及び運用を継続的に実施すると共に、その有効性を定期的に評価していく。

(k) 反社会的勢力排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応することを「コンプライアンス規程」の基本原則等に定め、徹底していく。

取締役の定数及び取締役選解任決議要件

取締役については、取締役の定数を10名以内と定款に定めています。また、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう旨、またその決議は累積投票によらない旨を定款に定めています。なお、取締役の解任については、会社法と異なる別段の定めはありません。

取締役会において決議することができる株主総会決議事項

- イ．当社は、株主への利益還元を機動的に行うことを目的として、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨定款に定めております。
- ロ．当社は、資本政策の遂行にあたって必要に応じて機動的に自己株式を取得できるようにすることを目的として、会社法第165条2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得できる旨定款に定めております。
- ハ．当社は、取締役及び監査役が期待される職務を適切に行えるようにすることを目的として、会社法第426条1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。なお、当社と、会計監査人 三優監査法人が締結している個別の責任限定契約はございませんが、当社定款において会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会計監査人の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる旨の定めをしております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

男性9名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長 最高経営 責任者	守本正宏	1966年4月6日生	1989年3月 海上自衛隊任官 1995年4月 アプライドマテリアルズジャパン株式会社入社 2003年8月 当社設立 当社代表取締役社長(現任) 2007年12月 UBIC North America, Inc. (現FRONTEO USA, Inc.) 代表取締役社長 2010年8月 Payment Card Forensics株式会社 (現P.C.F.FRONTEO株式会社) 取締役(現任) 2015年4月 UBIC North America, Inc.(現FRONTEO USA, Inc.) 代表取締役 会長 2015年4月 株式会社UBIC MEDICAL(現株式会社FRONTEOヘルスケア) 取締役 2015年7月 EvD, Inc.(現FRONTEO USA, Inc.) 取締役(現任) 2015年9月 株式会社FRONTEOコミュニケーションズ(2018年5月当社と合併により消滅) 取締役 2017年5月 株式会社FRONTEOヘルスケア代表取締役会長(現任)	(注) 3	6,920,400
取締役 副社長 最高執行 責任者	池上成朝	1972年6月4日生	1996年4月 アプライドマテリアルズジャパン株式会社入社 2003年12月 当社取締役 2007年11月 当社取締役副社長(現任) 2007年12月 UBIC North America, Inc.(現FRONTEO USA, Inc.) 取締役 2010年8月 Payment Card Forensics株式会社(現P.C.F.FRONTEO株式会社) 取締役(現任) 2015年4月 株式会社UBIC MEDICAL(現株式会社FRONTEOヘルスケア) 取締役社長 2015年7月 EvD, Inc.(現FRONTEO USA, Inc.) 取締役 2015年9月 株式会社FRONTEOコミュニケーションズ(2018年5月当社と合併により消滅) 取締役 2017年5月 株式会社FRONTEOヘルスケア 取締役(現任) 2017年9月 FRONTEO USA, Inc. 代表取締役(現任)	(注) 3	2,714,920
取締役	武田秀樹	1973年8月1日生	1996年5月 株式会社ミツエーリンクス入社 1999年10月 株式会社ソフトビジョン入社 2002年7月 株式会社アイ・ピー・ピー入社 2009年7月 当社入社 2012年12月 当社執行役員 2014年7月 行動情報科学研究所 所長(現任) 2015年4月 株式会社UBIC MEDICAL(現株式会社FRONTEOヘルスケア) 取締役 2015年9月 株式会社FRONTEOコミュニケーションズ(2018年5月当社と合併により消滅) 取締役 2016年6月 当社取締役(現任)	(注) 3	49,712

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	上 杉 知 弘	1970年 5月18日生	1993年 4月 住友信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行)入社 1999年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2003年 6月 三洋電機株式会社入社 2012年 5月 コナミ株式会社(現コナミホールディングス株式会社)入社 2015年 4月 株式会社ワイ・インターナショナル入社 2015年 7月 同社取締役副社長 2017年 8月 当社入社 2017年 9月 当社執行役員 2017年10月 株式会社FRONTEOコミュニケーションズ(2018年 5月当社と合併により消滅)監査役 2017年10月 株式会社FRONTEOヘルスケア監査役(現任) 2017年10月 FRONTEO USA, Inc. 取締役(現任) 2018年 4月 Payment Card Forensics株式会社(現P.C.F.FRONTEO株式会社)監査役(現任) 2018年 7月 当社取締役(現任)	(注) 3	1,524
取締役	舟 橋 信 (注) 1	1945年12月28日生	1968年 4月 警察庁入庁 1999年 3月 警察庁技術審議官 2001年 3月 株式会社ユー・エス・イー 特別顧問 2003年 4月 NTTデータクリエイション株式会社(現株式会社NTTデータアイ)入社 2003年 6月 同社取締役 2007年 6月 同社取締役執行役員 2008年 6月 同社顧問 2008年 6月 当社社外取締役(現任) 2011年 6月 株式会社セキュリティ工学研究所 取締役(現任) 2013年10月 一般社団法人日本画像認識協会理事(現任) 2015年 8月 一般社団法人メディカルITセキュリティフォーラム理事(現任)	(注) 3	6,509
取締役	桐 澤 寛 興 (注) 1	1966年 7月31日生	1991年 4月 株式会社福井地所入社 1996年 8月 戸田譲三税理士事務所入所 2000年 4月 株式会社アニモ入社 2004年 2月 桐澤寛興税理士事務所(現響き税理士法人)設立 所長 2005年 8月 当社社外監査役 2008年10月 株式会社マネージメントファーム 代表取締役(現任) 2010年 6月 当社社外取締役(現任) 2012年 8月 キリサワ税理士法人(現響き税理士法人)代表社員(現任)	(注) 3	108,986
常勤監査役	須 藤 邦 博 (注) 2	1945年 8月14日生	1969年12月 日本ビクター株式会社(現株式会社JVCケンウッド)入社 2002年 7月 ビクターレジャーシステム株式会社 取締役管理部長 2005年 8月 日本ビクター株式会社 定年退職 2005年10月 ビクターレジャーシステム株式会社 顧問 2007年 3月 株式会社エクシング 顧問 2007年 7月 株式会社アクアキャスト入社 2007年10月 同社 取締役管理本部長 2011年 4月 当社社外監査役(現任)	(注) 4	4,646

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	安本隆晴 (注) 2	1954年3月10日生	1978年11月 監査法人朝日会計社 (現有限責任あずさ監査法人)入社 1982年8月 公認会計士登録 1992年4月 安本公認会計士事務所所長(現任) 1993年11月 株式会社ファーストリテイリング社外監査役(現任) 2001年8月 アスクル株式会社社外監査役(現任) 2003年6月 株式会社リンク・インターナショナル(現株式会社リンク・セオリー・ジャパン)監査役(現任) 2007年4月 中央大学 専門職大学院 国際会計研究科 特任教授 2010年6月 当社社外監査役(現任) 2017年12月 GROOVE X株式会社社外監査役(現任)	(注) 4	4,000
監査役	大久保圭 (注) 2	1976年2月17日生	2000年4月 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所入所 2008年1月 長島・大野・常松法律事務所パートナー(現任) 2016年6月 当社社外監査役(現任)	(注) 5	0
計					9,810,697

- (注) 1 取締役舟橋信氏及び桐澤寛興氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役須藤邦博氏、安本隆晴氏及び大久保圭氏は、社外監査役であります。
- 3 2018年6月30日開催の定時株主総会で選任されており、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度に係る2020年6月開催予定の定時株主総会終結時までであります。
- 4 2018年6月30日開催の定時株主総会で選任されており、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度に係る2022年6月開催予定の定時株主総会終結時までであります。
- 5 2016年6月29日開催の定時株主総会で選任されており、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度に係る2020年6月開催予定の定時株主総会終結時までであります。
- 6 所有株式には、持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。なお、本有価証券報告書提出日(2019年7月1日)現在における役員持株会の取得株式数を確認することができないため、2019年5月末日現在の実質株式数を記載しております。
- 7 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、また、能力主義に基づく積極的な人材の登用のため、執行役員制度を導入しております。
執行役員は、野崎周作、白井喜勝、及び手塚清二で構成されております。

社外取締役及び社外監査役の状況

イ．社外取締役及び社外監査役との関係

当社と社外取締役及び社外監査役との間には、取引等の利害関係はありません。

ロ．社外取締役及び社外監査役の選任理由

当社において社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

- (a) 社外取締役舟橋信氏につきましては、元警察庁技術審議官としての豊富な経験と高い見識を当社経営に活かしていただくため、選任をしております。また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
- (b) 社外取締役桐澤寛興氏は、税理士の資格を有しており、主に専門的見地から経験と見識を当社経営に活かしていただくため、選任をしております。また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
- (c) 社外監査役須藤邦博氏は、総務経理及び経営管理の知識が豊富であり、長年の経験と幅広い見識を当社経営に対し監査機能を発揮していただくため、選任をしております。また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
- (d) 社外監査役安本隆晴氏は、公認会計士の資格を有しており、専門的見地から当社経営に対し監査機能を発揮していただくため、選任をしております。また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
- (e) 社外監査役大久保圭氏は、弁護士の資格を有しており、専門的見地から当社経営に対し監査機能を発揮していただくため、選任をしております。

ハ．責任限定契約の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 【監査の状況】

内部監査、監査役監査の状況

当社の内部監査に関しては、内部監査室が実施しております。また、監査役監査につきましては、常勤監査役1名、監査役2名の計3名(すべて社外監査役)が実施しております。内部監査室と監査役は連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務を遂行しております。

監査役、内部監査室及び会計監査人の相互連携については、監査の独立性と適正性を監視しながら、定期的に行われる業務報告等を含め、必要に応じて情報交換会を開催することで連携を図り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

三優監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 山本 公太

指定社員 業務執行社員 増田 涼恵

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、米国公認会計士5名、その他4名となります。

d. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

当社の監査役会が三優監査法人を会計監査人と選定した理由は、監査実績や監査の品質管理体制、独立性及び専門性に加え、会計監査の継続性を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

e. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第15期(連結・個別) EY新日本有限責任監査法人

第16期(連結・個別) 三優監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(2018年7月17日提出)

1. 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

三優監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 異動の年月日

2018年7月17日

3. 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

2017年6月29日

4. 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

5. 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

2018年6月15日付「第15回定時株主総会開催日の変更及び第15回定時株主総会の継続会の開催に関するお知らせ」のとおり、当社米国子会社において会計監査の対応に想定以上の時間を要したことを受け、株主、投資家の皆様を始め、関係者の皆様にはご心配をお掛けいたしました。EY新日本有限責任監査法人による2018年3月期の会計監査は無事終了し、無限定適正意見を付した監査報告書を受領いたしました。

その後、当社は、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人と、2019年3月期の監査業務体制及び当社の内部統制の改善計画について継続的な協議を行ってまいりましたが、2018年3月期の監査状況を踏まえ、改善計画が実行されたとしても、監査工数が相当な規模になるとの同監査法人の方針を受け、当社としては、改善計画の実行により円滑な決算処理・監査対応が可能になること及び当社の規模等を勘案して、決算・監査対応スケジュールの観点及び経済的合理性の観点から検討を行い、両者共に誠実に協議した結果、同監査法人と合意の上、監査契約を継続しないことといたしました。

これに伴い、2019年3月期第1四半期のレビューを早期に開始し、適法な監査業務を継続される体制を維持するため、当社監査役会は本日付で三優監査法人を一時会計監査人に選任することを決議いたしました。

なお、退任にあたりEY新日本有限責任監査法人からは、監査業務の引継ぎについての協力を得ることができ旨の確約をいただいております。

6. 上記5の理由及び経緯に対する監査報告書に記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答をいただいております。

(2019年6月13日提出)

1. 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

三優監査法人

2. 異動の年月日

2019年6月29日(第16回定時株主総会開催予定日)

3. 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社は、2018年7月17日開催の監査役会の決議により、三優監査法人を一時会計監査人として選任し、現在に至っております。

三優監査法人は、2019年6月29日開催予定の第16回定時株主総会終結をもって、一時会計監査人としての任期満了となり退任いたしますが、当社といたしましては、監査実績や監査の品質管理体制、独立性及び専門性に加え、会計監査の継続性を総合的に勘案した結果、改めて三優監査法人を会計監査人として選任することを付議するものであります。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	150,000		280,000	
連結子会社				
計	150,000		280,000	

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法及びPCAOB監査基準に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、提出会社との監査証明業務に基づく報酬額にはこれらの合計額を記載しております。

当社の連結子会社であるFRONTEO USA, Inc.は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているBDO USA, LLPの監査を受けており、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、当該監査報酬を含めております。

当事業年度における上記報酬等の額以外に、前事業年度に係るEY新日本有限責任監査法人への追加報酬の額が140,854千円あります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(BDO USA, LLP)に対する報酬(a.を除く)
該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

当社はErnst & Young LLPに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である移転価格に係る税務アドバイスについての対価を支払っております。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針
該当事項はありません。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬の見積りの算出根拠等を検討し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員報酬の内容

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	154,657	143,700	10,957	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	34,000	34,000	-	-	-	5

ロ．提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ．役員の報酬等の額の決定に関わる基本方針

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役のそれぞれの報酬の限度額を決議しております。役員個人の報酬額は、取締役については取締役会において、監査役については監査役会において決定しております。

2012年6月22日開催の臨時株主総会において決議された限度額は以下のとおりであります。

取締役の報酬限度額(年額) 350,000千円以内

2007年2月6日開催の臨時株主総会において決議された限度額は以下のとおりであります。

監査役の報酬限度額(年額) 80,000千円以内

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は経営戦略的に必要な場合や、取引先との関係を強化する場合に株式を保有しています。取締役会ではこの政策保有株式について、保有目的と保有に伴う便益やリスク等を具体的に精査し保有の適否を検証しています。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	872,100

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c．特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
株式会社 フォーカスシステムズ	900,000	900,000	ソフトウェア開発、及び販売の強化	有
	872,100	848,700		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、保有目的、経済合理性、取引状況等により検証しております。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。なお、当連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(2018年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。)による改正後の連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。なお、当事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報のうち、改正府令による改正後の財務諸表等規則第8条の12第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の内容等の情報収集に努めております。また、監査法人等の行うセミナーに適宜参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,130,620	3,926,008
受取手形及び売掛金	2,631,007	2,666,605
商品	37,313	1,051
貯蔵品	3,425	2,826
その他	359,050	351,042
貸倒引当金	81,065	84,715
流動資産合計	8,080,351	6,862,818
固定資産		
有形固定資産		
建物	296,829	333,719
減価償却累計額	¹ 149,471	¹ 188,524
建物(純額)	147,357	145,194
車両運搬具	9,653	10,045
減価償却累計額	6,333	8,093
車両運搬具(純額)	3,320	1,952
工具、器具及び備品	1,421,973	1,582,885
減価償却累計額	¹ 976,048	¹ 1,099,615
工具、器具及び備品(純額)	445,924	483,269
リース資産	248,411	258,621
減価償却累計額	82,161	158,123
リース資産(純額)	166,249	100,498
その他	-	12,549
有形固定資産合計	762,851	743,464
無形固定資産		
ソフトウェア	673,275	878,980
のれん	1,807,080	1,733,991
顧客関連資産	1,671,594	1,599,671
その他	232,171	326,763
無形固定資産合計	4,384,121	4,539,406
投資その他の資産		
投資有価証券	³ 848,714	872,114
差入保証金	124,074	161,533
長期預金	212,480	221,980
繰延税金資産	-	11,123
その他	52,739	30,183
投資その他の資産合計	1,238,008	1,296,934
固定資産合計	6,384,981	6,579,805
資産合計	14,465,333	13,442,624

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	143,900	137,568
短期借入金	3, 4 1,500,000	4 1,100,000
1年内返済予定の長期借入金	2, 3, 4 960,949	2, 3, 4 933,520
1年内償還予定の新株予約権付社債	-	1,250,000
未払金	275,411	331,838
未払法人税等	223,930	80,292
賞与引当金	16,094	35,156
事業整理損失引当金	190,847	63,022
その他	828,007	815,999
流動負債合計	4,139,140	4,747,399
固定負債		
新株予約権付社債	1,250,000	-
長期借入金	2, 3, 4 4,044,314	2, 3, 4 3,475,323
繰延税金負債	194,914	167,825
退職給付に係る負債	40,836	49,991
資産除去債務	45,248	45,755
その他	397,276	334,329
固定負債合計	5,972,591	4,073,224
負債合計	10,111,731	8,820,624
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,507,346	2,559,206
資本剰余金	2,292,432	2,343,293
利益剰余金	728,370	676,120
自己株式	26	90
株主資本合計	4,071,382	4,226,288
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	514,209	530,444
為替換算調整勘定	537,339	412,128
その他の包括利益累計額合計	23,129	118,316
新株予約権	265,884	227,797
非支配株主持分	39,464	49,597
純資産合計	4,353,601	4,622,000
負債純資産合計	14,465,333	13,442,624

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
売上高	12,217,770	11,262,070
売上原価	1 6,990,649	1 6,328,198
売上総利益	5,227,120	4,933,871
販売費及び一般管理費	2, 3 5,049,405	2, 3 4,689,461
営業利益	177,715	244,410
営業外収益		
受取利息	2,658	2,580
受取配当金	11,250	14,400
受取家賃	15,696	-
条件付取得対価に係る公正価値変動額	46,478	-
為替差益	-	79,129
その他	9,106	1,893
営業外収益合計	85,190	98,003
営業外費用		
支払利息	54,213	39,445
シンジケートローン手数料	12,500	63,287
為替差損	207,622	-
その他	5,142	36,559
営業外費用合計	279,477	139,292
経常利益又は経常損失()	16,572	203,121
特別利益		
新株予約権戻入益	11,130	44,130
固定資産売却益	4 446	-
特別利益合計	11,576	44,130
特別損失		
構造改革費用	8 781,372	-
固定資産売却損	5 158	-
固定資産除却損	6 980	6 7,625
減損損失	7 73,160	7 8,919
特別損失合計	855,672	16,545
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	860,668	230,706
法人税、住民税及び事業税	43,630	205,082
法人税等調整額	86,792	36,758
法人税等合計	43,162	168,324
当期純利益又は当期純損失()	817,506	62,382
非支配株主に帰属する当期純利益	10,617	10,132
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	828,124	52,249

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()	817,506	62,382
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	241,650	16,234
為替換算調整勘定	194,993	125,211
その他の包括利益合計	46,656	141,445
包括利益	770,849	203,828
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	781,467	193,695
非支配株主に係る包括利益	10,617	10,132

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,481,621	2,266,210	99,753	26	4,847,559
当期変動額					
新株の発行	25,724	25,724			51,449
親会社株主に帰属する当期純損失()			828,124		828,124
連結子会社株式の取得による持分の増減		497			497
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	25,724	26,222	828,124	-	776,177
当期末残高	2,507,346	2,292,432	728,370	26	4,071,382

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	272,559	342,345	69,786	208,560	32,344	5,018,678
当期変動額						
新株の発行						51,449
親会社株主に帰属する当期純損失()						828,124
連結子会社株式の取得による持分の増減						497
自己株式の取得						-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	241,650	194,993	46,656	57,323	7,119	111,100
当期変動額合計	241,650	194,993	46,656	57,323	7,119	665,077
当期末残高	514,209	537,339	23,129	265,884	39,464	4,353,601

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,507,346	2,292,432	728,370	26	4,071,382
当期変動額					
新株の発行	51,860	51,860			103,721
親会社株主に帰属する当期純利益			52,249		52,249
連結子会社株式の取得による持分の増減		1,000			1,000
自己株式の取得				63	63
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	51,860	50,860	52,249	63	154,906
当期末残高	2,559,206	2,343,293	676,120	90	4,226,288

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	514,209	537,339	23,129	265,884	39,464	4,353,601
当期変動額						
新株の発行						103,721
親会社株主に帰属する当期純利益						52,249
連結子会社株式の取得による持分の増減						1,000
自己株式の取得						63
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	16,234	125,211	141,445	38,086	10,132	113,492
当期変動額合計	16,234	125,211	141,445	38,086	10,132	268,398
当期末残高	530,444	412,128	118,316	227,797	49,597	4,622,000

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	860,668	230,706
減価償却費	1,015,447	817,499
減損損失	73,160	8,919
のれん償却額	175,354	153,786
シンジケートローン手数料	12,500	63,287
固定資産売却損益(は益)	287	-
固定資産除却損	980	7,625
構造改革費用	781,372	-
新株予約権戻入益	11,130	44,130
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	5,182	9,156
賞与引当金の増減額(は減少)	137,445	3,430
貸倒引当金の増減額(は減少)	74,803	142
受取利息及び受取配当金	13,908	16,980
支払利息	54,213	39,445
為替差損益(は益)	230,790	125,936
売上債権の増減額(は増加)	579,215	5,834
たな卸資産の増減額(は増加)	32,724	36,849
仕入債務の増減額(は減少)	360,785	11,171
未払金の増減額(は減少)	241,818	67,927
その他	152,536	1,264
小計	1,591,196	1,247,657
利息及び配当金の受取額	13,908	16,980
利息の支払額	42,820	39,944
構造改革費用の支払額	160,994	123,423
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	94,063	369,809
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,495,354	731,461
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	211,053	252,933
有形固定資産の売却による収入	446	-
無形固定資産の取得による支出	407,751	660,791
貸付けによる支出	-	6,055
貸付金の回収による収入	-	5,041
差入保証金の差入による支出	7,402	38,241
差入保証金の回収による収入	14,015	9,507
営業権の取得による支出	2 97,462	2 22,948
その他	2	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	709,207	966,421

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	3,100,000	1,190,000
短期借入金の返済による支出	2,600,000	1,590,000
長期借入れによる収入	200,000	400,000
長期借入金の返済による支出	826,083	1,000,872
ファイナンス・リース債務の返済による支出	42,745	51,175
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	3,000	1,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	31,542	67,928
シンジケートローン手数料の支払額	29,160	25,630
新株予約権の発行による収入	31,012	-
その他	271	1,189
財務活動によるキャッシュ・フロー	138,706	1,011,939
現金及び現金同等物に係る換算差額	53,277	42,361
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	594,163	1,204,538
現金及び現金同等物の期首残高	4,533,182	5,127,345
現金及び現金同等物の期末残高	1 5,127,345	1 3,922,806

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 8社

「第一部 企業情報 第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

当連結会計年度において連結子会社であった株式会社FRONTEOコミュニケーションズは、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社

該当する会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

該当する会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ

時価法によっております。

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

商品

当社は、個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。ただし、一部の商品については、総平均法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 4～20年

無形固定資産(リース資産除く)

定額法によっております。なお、ソフトウェアについては、自社利用のものは社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法、販売目的のものは見込有効期間(3年以内)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を償却しております。

また、顧客関連資産及びその他の無形資産については、その効果の及ぶ期間にわたって償却しており、償却年数は次のとおりであります。

顧客関連資産 10～15年

その他の無形資産 2～10年

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理をしております。

社債発行費

支出時に全額費用処理をしております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額に基づく当連結会計年度費用負担額を計上しております。

事業整理損失引当金

当社グループの行う事業の整理に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、一体処理(特例処理・振当処理)の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金(予定取引を含む)

ヘッジ方針

借入金の為替及び金利変動リスクを回避する目的で実需に基づくものを対象に行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

金利通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の評価を省略しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、15年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法により定期的に償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 2005年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

- ・「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 2018年9月14日)
- ・「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 2018年9月14日)

(1) 概要

在外子会社等においてIFRS第9号「金融商品」を適用し、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合に、連結決算手続上の修正項目として、当該資本性金融商品の売却損益相当額及び減損損失相当額を当期の損益に修正することを追加するものであります。

(2) 適用予定日

2020年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等の適用による連結財務諸表に与える影響額はありません。

- ・「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）
- ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）

(1) 概要

対価が返還される条件付対価の会計処理について明確化されました。

(2) 適用予定日

2020年3月期の期首以後実施される企業結合等から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「企業結合に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響は未定であります。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」110,158千円は、「固定負債」の「繰延税金負債」194,914千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

1. 減価償却累計額に含まれる減損損失累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
減損損失累計額	37,707千円	37,125千円

2. 当社は、運転資金、設備投資資金及び開発資金の効率的な調達のため、取引銀行と当座貸越契約、シンジケートローン契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
当座貸越極度額、シンジケートローン契約及びコミットメントライン契約総額	2,690,000千円	3,000,000千円
借入実行残高	2,300,000千円	2,400,000千円
差引額	390,000千円	600,000千円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務は、次のとおりであります。

担保に供している資産

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
関係会社株式	5,867,416千円	6,977,016千円
投資有価証券	848,700千円	- 千円

なお、関係会社株式は連結上相殺消去されております。

担保に係る債務の金額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
短期借入金	500,000千円	- 千円
1年内返済予定の長期借入金	212,109千円	212,109千円
長期借入金	1,496,492千円	1,284,382千円
計	2,208,602千円	1,496,492千円

4. 借入金のうち、2016年7月26日及び2016年9月27日に締結したシンジケートローン契約、2015年11月30日に締結した長期借入契約、2019年1月23日に締結したコミットメントライン契約については、次のとおり財務制限条項が付されております。

2016年7月26日締結 シンジケートローン

1年内返済予定の長期借入金	199,999千円
長期借入金	466,666千円

- イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2016年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

2016年9月27日締結 シンジケートローン

1年内返済予定の長期借入金	60,000千円
長期借入金	150,000千円

- イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2016年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

2015年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金	187,493千円
長期借入金	1,124,961千円

- イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2015年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

2015年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金	126,809千円
長期借入金	767,682千円

- イ. 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2015年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

2015年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金	22,008千円
長期借入金	143,057千円

- イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2015年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

2015年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金 85,300千円

長期借入金 516,700千円

- イ. 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2015年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

2019年1月23日締結 コミットメントライン契約

短期借入金 1,100,000千円

- イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2018年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

(連結損益計算書関係)

1. 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
18,760千円	18,479千円

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
役員報酬	160,410千円	194,470千円
給料及び手当	1,828,504千円	1,514,416千円
貸倒引当金繰入額	56,799千円	32,508千円
賞与引当金繰入額	180,269千円	77,883千円
退職給付費用	12,974千円	18,009千円
減価償却費	495,656千円	432,704千円
支払手数料	783,800千円	1,195,219千円
業務委託料	264,567千円	181,143千円

3. 一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
研究開発費	119,159千円	62,364千円

4. 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
工具、器具及び備品	446千円	- 千円

5. 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
工具、器具及び備品	158千円	- 千円

6. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
工具、器具及び備品	461千円	7,022千円
無形固定資産(その他)	518千円	603千円

7. 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

用途	種類	場所	減損損失
事業用資産	工具、器具及び備品	日本	34,600千円
事業用資産	ソフトウェア	日本	38,560千円

当社グループは、事業用資産について各事業セグメントを基礎としつつ、経営管理単位を勘案しグルーピングを行っております。

ヘルスケア部門において将来の使用が見込まれなくなった資産について、収益性低下に伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により算定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスの場合、回収可能価額を零として評価しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

用途	種類	場所	減損損失
事業用資産	ソフトウェア	日本	8,919千円

当社グループは、事業用資産について各事業セグメントを基礎としつつ、経営管理単位を勘案しグルーピングを行っております。

ビジネスインテリジェンス部門の使用見込のないソフトウェアの帳簿価額について、使用価値を零として回収可能価額を算定し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

8. 構造改革費用の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

米国子会社の経営合理化に伴うものであり主に現地従業員への特別退職金149,003千円、固定資産除却損632,369千円であります。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	348,300千円	23,400千円
組替調整額	- 千円	- 千円
税効果調整前	348,300千円	23,400千円
税効果額	106,649千円	7,165千円
その他有価証券評価差額金	241,650千円	16,234千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	194,993千円	125,211千円
その他の包括利益合計	46,656千円	141,445千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)1	37,921,862	108,000	-	38,029,862
合計	37,921,862	108,000	-	38,029,862
自己株式				
普通株式	630	-	-	630
合計	630	-	-	630

(注) 1 発行済株式の総数は、ストック・オプションの権利行使により108,000株増加しております。

2. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第6回ストック・オプションとしての新株予約権						30,760
	第7回ストック・オプションとしての新株予約権						42,229
	第9回ストック・オプションとしての新株予約権						42,230
	第11回ストック・オプションとしての新株予約権						74,860
	第12回ストック・オプションとしての新株予約権						11,747
	第13回ストック・オプションとしての新株予約権						21,155
	第14回ストック・オプションとしての新株予約権						8,358
	第15回ストック・オプションとしての新株予約権						1,788
	第16回ストック・オプションとしての新株予約権						4,140
	第17回ストック・オプションとしての新株予約権						20,412
	第18回ストック・オプションとしての新株予約権						4,862
	第20回ストック・オプションとしての新株予約権						3,172
	第21回ストック・オプションとしての新株予約権						165
	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権(2016年11月14日発行)	普通株式	1,537,528				1,537,528
合計			1,537,528			1,537,528	265,884

(注) 1 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)1	38,029,862	94,000	-	38,123,862
合計	38,029,862	94,000	-	38,123,862
自己株式				
普通株式 (注)2	630	66	-	696
合計	630	66	-	696

(注) 1 発行済株式の総数は、ストック・オプションの権利行使により94,000株増加しております。

2 自己株式の総数は単元未満株式の買取により66株増加しております。

2. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第7回ストック・オプションとしての新株予約権						32,508
	第9回ストック・オプションとしての新株予約権						40,727
	第11回ストック・オプションとしての新株予約権						66,136
	第12回ストック・オプションとしての新株予約権						8,024
	第13回ストック・オプションとしての新株予約権						32,695
	第14回ストック・オプションとしての新株予約権						12,901
	第15回ストック・オプションとしての新株予約権						3,129
	第16回ストック・オプションとしての新株予約権						2,760
	第18回ストック・オプションとしての新株予約権						9,364
	第20回ストック・オプションとしての新株予約権						12,689
	第21回ストック・オプションとしての新株予約権						2,153
	第22回ストック・オプションとしての新株予約権						2,706
	第23回ストック・オプションとしての新株予約権						2,001
	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権(2016年11月14日発行)	普通株式	1,537,528				1,537,528
合計			1,537,528			1,537,528	227,797

(注) 1 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月29日 定時株主総会	普通株式	114,369	3.00	2019年3月31日	2019年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	5,130,620千円	3,926,008千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	1,098千円	1,078千円
別段預金	2,176千円	2,123千円
現金及び現金同等物	5,127,345千円	3,922,806千円

2. 営業権の取得による支出の内容

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

前連結会計年度におけるEssential Discovery, Inc.の事業譲受に係る未払金の支出及び条件付取得対価の支払によるものであります。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

前々連結会計年度におけるEssential Discovery, Inc.の事業譲受に係る未払金の支出及び条件付取得対価の支払によるものであります。

3. 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	53,522千円	10,210千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

- ・有形固定資産 主としてリーガルテックAI事業のデータセンターに関する設備であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内	311,388千円	411,355千円
1年超	1,164,226千円	1,083,665千円
合計	1,475,614千円	1,495,020千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

前連結会計年度(2018年3月31日)

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また運転資金(主として短期)を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動に晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金、リース債務及び新株予約権付社債は主に運転資金(主として短期)、設備投資資金(長期)を目的としたものであります。長期借入金の償還日は連結決算日後、最長で4年6ヶ月であります。借入金のうちの一部は変動金利による金利変動リスク及び外貨建による為替変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、外貨借入金に係る金利変動リスク及び為替変動リスクに対するヘッジを目的とした金利通貨スワップです。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.会計方針に関する事項(5)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、売掛債権管理規程に従い、営業債権等について各部門における管理担当が、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、毎月入金状況について報告書を回付し、取引先への連絡を行っております。連結子会社についても、当社の売掛債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的な時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

また当社は、一部の借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引(金利通貨スワップ)を利用しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を相応の水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

当連結会計年度（2019年3月31日）

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また運転資金（主として短期）を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動に晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金、リース債務及び新株予約権付社債は主に運転資金（主として短期）、設備投資資金（長期）を目的としたものであります。長期借入金の償還日は連結決算日後、最長で4年8ヶ月であります。借入金のうちの一部は変動金利による金利変動リスク及び外貨建による為替変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、外貨借入金に係る金利変動リスク及び為替変動リスクに対するヘッジを目的とした金利通貨スワップです。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.会計方針に関する事項(5)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、売掛債権及び与信管理細則に従い、営業債権等について各部門における管理担当が、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、毎月入金状況について報告書を回付し、取引先への連絡を行っております。連結子会社についても、当社の売掛債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

また当社は、一部の借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引(金利通貨スワップ)を利用しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を相応の水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2参照)。

前連結会計年度(2018年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)(*1)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,130,620	5,130,620	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,631,007	2,631,007	-
貸倒引当金(*2)	81,065	81,065	-
	2,549,942	2,549,942	-
(3) 投資有価証券	848,700	848,700	-
資産計	8,529,262	8,529,262	-
(1) 買掛金	(143,900)	(143,900)	-
(2) 未払金	(275,411)	(275,411)	-
(3) 短期借入金	(1,500,000)	(1,500,000)	-
(4) 長期借入金(*3)	(5,005,264)	(5,008,554)	(3,289)
(5) 新株予約権付社債	(1,250,000)	(1,348,412)	(98,412)
負債計	(8,174,575)	(8,276,277)	(101,701)
(6) デリバティブ取引(*4)	(-)	(-)	-

当連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)(*1)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,926,008	3,926,008	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,666,605	2,666,605	-
貸倒引当金(*2)	84,715	84,715	-
	2,581,890	2,581,890	-
(3) 投資有価証券	872,100	872,100	-
資産計	7,379,998	7,379,998	-
(1) 買掛金	(137,568)	(137,568)	-
(2) 未払金	(331,838)	(331,838)	-
(3) 短期借入金	(1,100,000)	(1,100,000)	-
(4) 長期借入金(*3)	(4,408,843)	(4,415,240)	(6,397)
(5) 一年内償還予定の新株予約権付社債	(1,250,000)	(1,245,965)	4,034
負債計	(7,228,250)	(7,230,614)	(2,363)
(6) デリバティブ取引(*4)	(-)	(-)	-

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 受取手形及び売掛金にかかる貸倒引当金を控除しております。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。また、金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価を含めて記載しております。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金並びに(2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 未払金及び(3) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 長期借入金
これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて時価を表示しております。
- (5) 新株予約権付社債及び一年内償還予定の新株予約権付社債
転換社債型新株予約権付社債の時価は、連結会計年度末の当社株式の株価（以下、期末株価）が転換価額を上回った場合は、期末株価に新株予約権の行使による交付株式数を乗じて算出しております。なお、期末株価が転換価額を下回る場合には、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定することとしております。
- (6) デリバティブ取引
デリバティブ取引に関する事項については、注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	2018年3月31日	2019年3月31日
非上場株式	14	14

- () これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(注) 3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,130,620	-	-	-
受取手形及び売掛金	2,631,007	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの(社債)	-	-	-	-
合計	7,761,627	-	-	-

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,926,008	-	-	-
受取手形及び売掛金	2,666,605	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの(社債)	-	-	-	-
合計	6,592,614	-	-	-

(注) 4 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日以後の返済予定額

前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,500,000	-	-	-	-	-
長期借入金	960,949	839,757	2,847,890	259,999	96,666	-
新株予約権付社債	-	1,250,000	-	-	-	-

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,100,000	-	-	-	-	-
長期借入金	933,520	2,944,526	334,129	156,666	40,000	-
一年内償還予定の新株予約権付社債	1,250,000	-	-	-	-	-

(有価証券関係)

前連結会計年度(2018年3月31日)

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	848,700	107,550	741,150
	小計	848,700	107,550	741,150
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		848,700	107,550	741,150

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額14千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	872,100	107,550	764,550
	小計	872,100	107,550	764,550
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		872,100	107,550	764,550

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額14千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(2018年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)金利通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
金利通貨スワップの 一体処理(特例処理・ 振当処理)	金利通貨スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,917,251	1,678,447	(注)

(注) 金利通貨スワップの一体取引によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、時価は当該長期借入金の時価に含めております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)金利通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
金利通貨スワップの 一体処理(特例処理・ 振当処理)	金利通貨スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,678,447	1,439,644	(注)

(注) 金利通貨スワップの一体取引によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、時価は当該長期借入金の時価に含めております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、退職一時金制度のみを採用しております。

また、一部の連結子会社は退職一時金の支払いに備えるため年金資産を保有・運用しております。当該連結子会社は生命保険会社に年金資産の運用を委託しております。運用利率は当該生命保険会社により一定率が保障されております。

なお、当社及び一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	35,678千円	40,836千円
退職給付費用	23,074千円	33,809千円
退職給付の支払額	17,915千円	24,655千円
退職給付に係る負債の期末残高	40,836千円	49,991千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	26,801千円	37,426千円
年金資産	25,492千円	40,080千円
積立型制度の退職給付債務(純額)	1,309千円	2,654千円
非積立型制度の退職給付債務	39,527千円	49,991千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	40,836千円	47,336千円
退職給付に係る負債	40,836千円	49,991千円
退職給付に係る資産	- 千円	2,654千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	40,836千円	47,336千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 23,074千円 当連結会計年度 33,809千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上原価	20,677千円	9,187千円
販売費及び一般管理費	36,671千円	32,649千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	11,130千円	44,130千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

提出会社

新株予約権の名称	第7回新株予約権
決議年月日	2012年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 5名 当社従業員 17名 当社子会社従業員 25名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 300,000 (注)
付与日	2013年5月31日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2016年6月1日～2019年5月31日

(注) 2014年4月1日付株式分割(株式1株につき10株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

新株予約権の名称	第9回新株予約権
決議年月日	2013年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 5名 当社従業員 11名 当社子会社取締役 2名 当社子会社従業員 6名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 200,000
付与日	2014年5月22日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2017年5月23日～2020年5月22日

新株予約権の名称	第11回新株予約権
決議年月日	2014年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 6名 当社従業員 27名 当社子会社取締役 1名 当社子会社従業員 10名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 200,000
付与日	2015年5月28日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2018年5月29日～2021年5月28日

新株予約権の名称	第12回新株予約権
決議年月日	2015年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社従業員 12名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 60,000
付与日	2015年8月1日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2018年8月2日～2021年8月1日

新株予約権の名称	第13回新株予約権
決議年月日	2015年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 38名 当社子会社従業員 7名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 140,000
付与日	2016年6月22日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2019年6月23日から2022年6月22日まで

新株予約権の名称	第14回新株予約権
決議年月日	2016年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役 1名 当社子会社従業員 33名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 70,000
付与日	2016年8月26日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2019年8月27日～2022年8月26日

新株予約権の名称	第15回新株予約権
決議年月日	2016年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役 1名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 15,000
付与日	2016年12月23日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2019年12月24日～2022年12月23日

新株予約権の名称	第16回新株予約権
決議年月日	2017年4月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 3名 当社子会社取締役 1名 当社子会社従業員 2名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 105,000
付与日	2017年4月21日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2020年4月22日～2023年4月21日

新株予約権の名称	第18回新株予約権
決議年月日	2017年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 24名 当社子会社従業員 15名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 70,000
付与日	2017年6月23日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2020年6月24日～2023年6月23日

新株予約権の名称	第20回新株予約権
決議年月日	2017年12月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社執行役員 4名 当社子会社取締役 1名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 145,000
付与日	2017年12月25日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2020年12月26日～2023年12月25日

新株予約権の名称	第21回新株予約権
決議年月日	2018年3月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役 1名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 22,400
付与日	2018年3月26日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2021年3月27日～2024年3月26日

新株予約権の名称	第22回新株予約権
決議年月日	2018年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 当社従業員 23名 当社子会社従業員 15名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 26,600
付与日	2018年6月26日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2021年6月27日～2024年6月26日

新株予約権の名称	第23回新株予約権
決議年月日	2019年2月4日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4名 当社子会社取締役 1名 当社執行役員 3名 当社従業員 64名 当社子会社従業員 44名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 170,000
付与日	2019年2月5日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2022年2月6日～2025年2月5日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

提出会社

ストック・オプションの数

新株予約権の名称	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第9回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
付与日	2012年6月21日	2013年5月31日	2014年5月22日	2015年5月28日	2015年8月1日
権利確定前					
前連結会計年度末(株)	-	-	-	105,500	27,000
付与(株)	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	105,500	27,000
未確定残(株)	-	-	-	-	-
権利確定後					
前連結会計年度末(株)	81,000 (注)2	161,000	139,000	15,000	-
権利確定(株)	-	-	-	105,500	27,000
権利行使(株)	42,000	35,000	-	17,000	-
失効(株)	39,000	-	-	-	10,000
未行使残(株)	-	126,000	139,000	103,500	17,000

新株予約権の名称	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権 (有償ストック・オプション)
付与日	2016年6月22日	2016年8月26日	2016年12月23日	2017年4月21日	2017年7月7日
権利確定前					
前連結会計年度末(株)	117,400	42,500	15,000	45,000	496,000
付与(株)	-	-	-	-	-
失効(株)	5,000	1,500	-	30,000	496,000
権利確定(株)	-	-	-	-	-
未確定残(株)	112,400	41,000	15,000	15,000	-
権利確定後					
前連結会計年度末(株)	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-	-

新株予約権の名称	第18回新株予約権	第20回新株予約権	第21回新株予約権	第22回新株予約権	第23回新株予約権
付与日	2017年6月23日	2017年12月25日	2016年3月26日	2018年6月26日	2019年2月5日
権利確定前					
前連結会計年度末(株)	45,300	145,000	22,400	-	-
付与(株)	-	-	-	26,600	170,000
失効(株)	5,600	-	-	4,100	1,000
権利確定(株)	-	-	-	-	-
未確定残(株)	39,700	145,000	22,400	22,500	169,000
権利確定後					
前連結会計年度末(株)	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-	-

(注) 1 2014年4月1日付株式分割(株式1株につき10株)による分割後の株式数に換算して記載しております。
2 付与時点で当社の協力者であったものに対して付与した自社株式オプション15,000株を含んでおります。

単価情報

新株予約権の名称	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第9回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
付与日	2012年6月21日	2013年5月31日	2014年5月22日	2015年5月28日	2015年8月1日
権利行使価格(円)	810	469	489	1,029	930
行使時平均株価(円)	1,199	1,067	-	1,116	-
付与日における公正な評価単価(円)	379	258	293	639	472

新株予約権の名称	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権 (有償ストック・オプション)
付与日	2016年6月22日	2016年8月26日	2016年12月23日	2017年4月21日	2017年7月7日
権利行使価格(円)	1,181	809	901	774	731
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	378	354	410	276	42

新株予約権の名称	第18回新株予約権	第20回新株予約権	第21回新株予約権	第22回新株予約権	第23回新株予約権
付与日	2017年6月23日	2017年12月25日	2016年3月26日	2018年6月26日	2019年2月5日
権利行使価格(円)	763	706	830	1,110	793
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	386	301	407	560	324

(注) 2014年4月1日付株式分割(株式1株につき10株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
第22回新株予約権

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 65.675%

過去4年間の株価実績に基づき算定

予想残存期間 4.44年

過去の行使実績に基づき算定

予想配当率 0.14%

過去3年間の配当実績に基づき算定

無リスク利子率 -0.119%

予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

第23回新株予約権

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 56.710%

過去4年間の株価実績に基づき算定

予想残存期間 4.40年

過去の行使実績に基づき算定

予想配当率 0.20%

過去3年間の配当実績に基づき算定

無リスク利子率 -0.168%

予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

過去の退職等による失効率を参考に、権利不確定による失効率を見積り算定しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
売掛金	30,114千円	47,178千円
貸倒引当金	20,792千円	22,780千円
減価償却超過額	29,025千円	23,674千円
未払事業税	13,142千円	7,724千円
賞与引当金	10,083千円	5,164千円
未払費用	70,834千円	68,469千円
退職給付に係る負債	11,701千円	14,840千円
資産除去債務	13,857千円	14,012千円
新株予約権	8,473千円	6,007千円
地代家賃	70,367千円	63,647千円
関係会社株式取得関連費用	106,440千円	106,440千円
繰越欠損金(注)2	416,231千円	489,212千円
繰越外国税額控除	-千円	49,137千円
その他	112,051千円	90,138千円
繰延税金資産 小計	913,115千円	1,008,425千円
税務上の繰越欠損金に係る評価制引当額(注)2	-千円	160,020千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価制引当額	-千円	336,260千円
評価性引当額小計(注)1	442,559千円	496,281千円
繰延税金資産 合計	470,556千円	512,146千円
繰延税金負債との相殺	470,556千円	501,023千円
繰延税金資産 純額	-千円	11,123千円
繰延税金負債		
売掛金	9,521千円	-千円
無形固定資産	344,623千円	335,305千円
海外子会社の減価償却費	38,040千円	58,233千円
資産除去債務	8,343千円	7,418千円
その他有価証券評価差額金	193,705千円	200,870千円
その他	71,236千円	67,020千円
繰延税金負債 合計	665,471千円	668,848千円
繰延税金資産との相殺	470,556千円	501,023千円
繰延税金負債 純額	194,914千円	167,825千円

(注) 1. 評価性引当額が53,722千円増加しております。この増加の主な内容は、当社において外国税額控除に係る評価性引当額を30,212千円認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	489,212	489,212千円
評価性引当額	-	-	-	-	-	160,020	160,020千円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	329,191	(b)329,191千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金489,212千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産329,191千円を計上しております。当該繰延税金資産329,191千円は、連結子会社FRONTEO USA, Inc.における税務上の繰越欠損金の残高347,399千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、繰越期間の将来加算一時差異の解消見込額と相殺することにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	-	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	2.3%
株式報酬費用	-	6.6%
新株予約権戻入益	-	5.8%
評価性引当金の増減	-	23.3%
試験研究費税額控除	-	1.7%
外国税額控除	-	5.5%
のれん償却	-	20.4%
未分配利益の税効果	-	2.4%
その他	-	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	72.9%

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上したため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.633%から1.999%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	44,747千円	45,248千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	- 千円
時の経過による調整額	501千円	507千円
見積りの変更による増加額	- 千円	- 千円
期末残高	45,248千円	45,755千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、eディスカバリ関連の事業やAIソリューション事業に関連したサービスを提供しています。当社及び当社の連結子会社はそれぞれ独立した経営単位として、取り扱うサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは取り扱うサービス別セグメントから構成されており、「リーガルテックAI事業(注)」「AIソリューション事業」の2つを報告セグメントとしております。

(注) 当連結会計年度末より「リーガルテック事業」を「リーガルテックAI事業」に名称変更いたしました。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)における記載と同一であります。なお、当連結会計年度より、管理区分の見直しに伴い、販売費及び一般管理費の配分方法を変更しており、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の区分に基づき作成したものを開示しております。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部取引は、外部売上価格及び総原価等を勘案して決定しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額 (注1)
	リーガルテックAI 事業	AIソリューション 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	11,307,082	910,687	12,217,770	-	12,217,770
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	11,307,082	910,687	12,217,770	-	12,217,770
セグメント利益又は損失()	460,263	282,548	177,715	-	177,715
セグメント資産	11,603,196	2,862,136	14,465,333	-	14,465,333
その他の項目					
減価償却費	840,060	175,386	1,015,447	-	1,015,447
のれん償却	175,354	-	175,354	-	175,354
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	491,990	308,372	800,363	-	800,363

(注) 1 セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業損失と一致しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額 (注1)
	リーガルテックAI 事業	AIソリューション 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	9,834,826	1,427,243	11,262,070	-	11,262,070
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	9,834,826	1,427,243	11,262,070	-	11,262,070
セグメント利益	110,773	133,637	244,410	-	244,410
セグメント資産	11,572,516	1,870,108	13,442,624	-	13,442,624
その他の項目					
減価償却費	697,673	119,825	817,499	-	817,499
のれん償却	153,786	-	153,786	-	153,786
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	666,444	300,221	966,665	-	966,665

(注) 1 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

サービスタイプ別		前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		
		リーガルテックAI事業	AIソリューション事業	合計
e ディスカバリーサービス	Review	3,149,787	-	3,149,787
	Collection, Process	2,911,634	-	2,911,634
	Hosting	4,853,839	-	4,853,839
	計	10,915,261	-	10,915,261
フォレンジックサービス		391,821	-	391,821
ビジネスインテリジェンス		-	620,102	620,102
ヘルスケア		-	132,967	132,967
海外AI		-	157,617	157,617
合計		11,307,082	910,687	12,217,770

(注) 1 当連結会計年度より、従来記載しておりました「デジタルコミュニケーション」のサービスタイプについて「ビジネスインテリジェンス」の区分に含めて記載する方法に変更しております。この変更に伴い、前連結会計年度の数値を変更後の区分に合わせて組み替えております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	韓国	その他	合計
3,961,682	7,712,138	492,836	51,112	12,217,770

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	米国	韓国	その他	合計
344,552	360,166	57,480	652	762,851

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
TMI総合法律事務所	1,094,979	リーガルテックAI事業

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

サービスタイプ別		当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		
		リーガルテックAI事業	AIソリューション事業	合計
e ディス カ バリ サービス	Review	2,654,549		2,654,549
	Collection, Process	1,725,055		1,725,055
	Hosting	4,869,693		4,869,693
	計	9,249,297		9,249,297
フォレンジックサービス		585,528		585,528
ビジネスインテリジェンス			1,169,896	1,169,896
ヘルスケア			179,688	179,688
海外AI			77,659	77,659
合計		9,834,826	1,427,243	11,262,070

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	韓国	その他	合計
4,812,079	5,327,612	643,352	479,026	11,262,070

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	米国	韓国	その他	合計
286,933	375,414	50,479	30,636	743,464

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：千円)

	リーガルテックAI 事業	AIソリューション 事業	計	全社・消去	合計
減損損失	-	73,160	73,160	-	73,160

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	リーガルテックAI 事業	AIソリューション 事業	計	全社・消去	合計
減損損失	-	8,919	8,919	-	8,919

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：千円)

	リーガルテックAI 事業	AIソリューション 事業	調整	合計
当期償却額	175,354	-	-	175,354
当期末残高	1,807,080	-	-	1,807,080

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	リーガルテックAI 事業	AIソリューション 事業	調整	合計
当期償却額	153,786	-	-	153,786
当期末残高	1,733,991	-	-	1,733,991

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
重要な 子会社 役員	石井 静太郎	-	-	子会社 取締役	(被所有) 直接 -%	-	ストック・オ プシヨンの権 利行使(注2)	7,265	-	-

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	桐澤 寛興	-	-	当社 取締役	(被所有) 直接 -%	-	ストック・オ プシヨンの権 利行使(注3)	11,890	-	-
重要な 子会社 役員	白井 喜勝	-	-	子会社 取締役	(被所有) 直接 -%	-	ストック・オ プシヨンの権 利行使(注3)	7,265	-	-
重要な 子会社 役員	Yongmin Cho	-	-	子会社 取締役	(被所有) 直接 -%	-	ストック・オ プシヨンの権 利行使(注3)	47,807	-	-

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 2012年6月22日定時株主総会の決議により発行した会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の権利行使であります。
3. 2011年6月24日定時株主総会の決議、2012年6月22日定時株主総会の決議、2014年6月24日定時株主総会の決議により発行した会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の権利行使であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
重要な子会社役員が議決権の過半数を所有する会社	Consultoris, Inc.	米国カリフォルニア州	-	経営コンサルティングサービス	-	業務委託	コンサルティング契約(注1)	19,953	-	-

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引条件については、一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。
2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	106.45円	113.96円
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額()	21.79円	1.37円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	- 円	1.31円

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額()		
親会社株主に帰属する当期純利益金額又は 親会社株主に帰属する当期純損失金額()(千円)	828,124	52,249
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額() (千円)	828,124	52,249
普通株式の期中平均株式数(株)	38,007,877	38,098,739
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	1,679,363
(うち転換社債型新株予約権付社債(株))	-	1,537,528
(うち新株予約権(株))	-	141,835

<p>希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要</p>	-	<p>2015年5月28日開催の取締役会において決議された第11回新株予約権（普通株数103,500株）</p> <p>2015年7月31日開催の取締役会において決議された第12回新株予約権（普通株数17,000株）</p> <p>2016年6月21日開催の取締役会において決議された第13回新株予約権（普通株数112,400株）</p> <p>2016年12月22日開催の取締役会において決議された第15回新株予約権（普通株数15,000株）</p> <p>2018年3月23日開催の取締役会において決議された第21回新株予約権（普通株数22,400株）</p> <p>2018年6月25日開催の取締役会において決議された第22回新株予約権（普通株数22,500株）</p> <p>2019年2月4日開催の取締役会において決議された第23回新株予約権（普通株数169,000株）</p>
--	---	--

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)FRONTEO	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(注)1、2	2016年 12月1日	1,250,000	1,250,000 (1,250,000)	-	無担保 社債	2019年 11月29日
計	-	-	1,250,000	1,250,000 (1,250,000)	-	-	-

(注)1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

(注)2. 転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき株式の 内容	新株予約権 の発行価額	株式の 発行価格 (円)	発行価額 の総額 (千円)	新株予約権の行使 により発行した株 式の発行価額の総 額(千円)	新株予約 権の付与 割合 (%)	新株予約権の 行使期間	代用払込みに 関する事項
(株)FRONTEO普通株式	無償	813	2,500,000	1,250,000	100	自 2016年 12月1日 至 2019年 11月28日	(注)
計	-	-	-	1,250,000	-	-	-

(注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

3. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
1,250,000	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,500,000	1,100,000	0.569	
1年以内に返済予定の長期借入金	960,949	933,520	0.423	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,044,314	3,475,323	0.387	2020年4月30日 ~ 2023年11月30日
計	6,505,264	5,508,843		

(注)1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	2,944,526	334,129	156,666	40,000

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,756,001	5,610,207	8,407,752	11,262,070
税金等調整前四半期(当期)純利益 (千円)	239,248	315,629	278,161	230,706
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益(千円)	139,411	185,742	131,281	52,249
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	3.66	4.88	3.45	1.37

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり 四半期純損失() (円)	3.66	1.22	1.43	2.07

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,581,583	2,666,387
売掛金	¹ 2,542,497	¹ 1,544,104
商品	16	1,051
貯蔵品	2,460	2,196
前払費用	89,861	85,722
関係会社短期貸付金	1,523,900	205,772
関係会社立替金	1,209,657	707,328
その他	¹ 532,969	¹ 156,025
貸倒引当金	347,719	142,179
流動資産合計	8,135,226	5,226,409
固定資産		
有形固定資産		
建物	213,749	215,284
減価償却累計額	105,630	122,344
建物(純額)	108,118	92,939
工具、器具及び備品	540,247	523,142
減価償却累計額	366,218	379,327
工具、器具及び備品(純額)	174,028	143,815
リース資産	85,974	89,038
減価償却累計額	27,345	44,694
リース資産(純額)	58,628	44,344
有形固定資産合計	340,776	281,099
無形固定資産		
ソフトウェア	621,519	806,417
ソフトウェア仮勘定	135,307	253,005
その他	68,860	68,228
無形固定資産合計	825,687	1,127,651
投資その他の資産		
投資有価証券	³ 848,714	872,114
関係会社株式	³ 6,464,747	³ 7,204,343
長期預金	212,480	221,980
出資金	10	10
長期前払費用	34,211	10,559
関係会社長期貸付金	-	138,737
差入保証金	73,006	73,605
投資その他の資産合計	7,633,170	8,521,349
固定資産合計	8,799,634	9,930,100
資産合計	16,934,861	15,156,509

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 166,514	1 209,977
短期借入金	3, 5 1,500,000	5 1,100,000
1年内返済予定の長期借入金	2, 3, 5 960,949	2, 3, 5 933,520
1年内償還予定の新株予約権付社債	-	1,250,000
未払金	1 1,167,780	1 362,630
未払費用	47,477	30,219
リース債務	18,319	19,287
未払法人税等	162,161	42,111
未払消費税等	77,723	16,524
前受金	24,104	19,400
預り金	35,561	43,686
その他	-	2,019
流動負債合計	4,160,593	4,029,376
固定負債		
新株予約権付社債	1,250,000	-
長期借入金	2, 3, 5 4,044,314	2, 3, 5 3,475,323
退職給付引当金	38,209	48,460
リース債務	45,723	29,581
資産除去債務	45,248	45,755
繰延税金負債	162,486	131,469
その他	657	55
固定負債合計	5,586,638	3,730,645
負債合計	9,747,231	7,760,021
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,507,346	2,559,206
資本剰余金		
資本準備金	2,239,096	2,290,956
その他資本剰余金	55,709	55,709
資本剰余金合計	2,294,805	2,346,666
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,605,409	1,732,462
利益剰余金合計	1,605,409	1,732,462
自己株式	26	90
株主資本合計	6,407,534	6,638,245
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	514,209	530,444
評価・換算差額等合計	514,209	530,444
新株予約権	265,884	227,797
純資産合計	7,187,629	7,396,488
負債純資産合計	16,934,861	15,156,509

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
売上高	3 4,664,406	3 4,768,760
売上原価	3 2,147,517	1、3 2,158,068
売上総利益	2,516,888	2,610,692
販売費及び一般管理費	2、3 1,803,528	2、3 2,042,776
営業利益	713,360	567,916
営業外収益		
業務受託料	3 6,120	3 5,258
受取利息	3 21,518	3 7,455
受取配当金	11,250	14,400
為替差益	-	49,167
貸倒引当金戻入額	156,061	31,451
その他	2,203	1,488
営業外収益合計	197,153	109,220
営業外費用		
支払利息	29,815	28,235
為替差損	210,056	-
支払手数料	-	4,477
シンジケートローン手数料	12,500	63,287
その他	4,232	4
営業外費用合計	256,605	96,005
経常利益	653,909	581,131
特別利益		
新株予約権戻入益	11,130	44,130
抱合せ株式消滅差益	-	48,609
特別利益合計	11,130	92,739
特別損失		
固定資産除却損	4 980	4 2,405
関係会社株式評価損	20,000	371,004
貸倒引当金繰入額	174,088	-
減損損失	-	8,919
債権放棄損	-	3、5 45,911
特別損失合計	195,068	428,241
税引前当期純利益	469,970	245,629
法人税、住民税及び事業税	151,035	156,758
法人税等調整額	30,056	38,181
法人税等合計	181,091	118,576
当期純利益	288,878	127,053

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,481,621	2,213,371	55,709	2,269,081	1,316,530	1,316,530
当期変動額						
新株の発行	25,724	25,724		25,724		
当期純利益					288,878	288,878
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	25,724	25,724	-	25,724	288,878	288,878
当期末残高	2,507,346	2,239,096	55,709	2,294,805	1,605,409	1,605,409

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	26	6,067,207	272,559	272,559	208,560	6,548,327
当期変動額						
新株の発行		51,449				51,449
当期純利益		288,878				288,878
自己株式の取得		-				-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			241,650	241,650	57,323	298,974
当期変動額合計	-	340,327	241,650	241,650	57,323	639,301
当期末残高	26	6,407,534	514,209	514,209	265,884	7,187,629

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,507,346	2,239,096	55,709	2,294,805	1,605,409	1,605,409
当期変動額						
新株の発行	51,860	51,860		51,860		
当期純利益					127,053	127,053
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	51,860	51,860	-	51,860	127,053	127,053
当期末残高	2,559,206	2,290,956	55,709	2,346,666	1,732,462	1,732,462

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	26	6,407,534	514,209	514,209	265,884	7,187,629
当期変動額						
新株の発行		103,721				103,721
当期純利益		127,053				127,053
自己株式の取得	63	63				63
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			16,234	16,234	38,086	21,851
当期変動額合計	63	230,710	16,234	16,234	38,086	208,859
当期末残高	90	6,638,245	530,444	530,444	227,797	7,396,488

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

商品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。ただし、一部の商品については、総平均法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 4～20年

(2) 無形固定資産(リース資産除く)

定額法によっております。なお、ソフトウェアについては、自社利用のものは社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法、販売目的のものは見込有効期間(3年以内)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を償却しております。また、その他の無形資産については、その効果の及ぶ期間にわたって償却しており、償却年数は8～10年であります。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理をしております。

社債発行費

支出時に全額費用処理をしております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額に基づく当事業年度費用負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額(簡便法)に基づき計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、一体処理(特例処理・振当処理)の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金(予定取引を含む)

ヘッジ方針

借入金の為替及び金利変動リスクを回避する目的で実需に基づくものを対象に行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の評価を省略しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 2005年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」20,613千円は、「固定負債」の「繰延税金負債」162,486千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	2,196,913千円	822,074千円
短期金銭債務	1,131,180千円	289,937千円

2. 当社は、運転資金、設備投資資金及び開発資金の効率的な調達のため、取引銀行と当座貸越契約、シンジケートローン契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
当座貸越極度額、シンジケートローン契約及びコミットメントライン契約総額	2,690,000千円	3,000,000千円
借入実行残高	2,300,000千円	2,400,000千円
差引額	390,000千円	600,000千円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務は、次のとおりであります。

担保に供している資産

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
関係会社株式	5,867,416千円	6,977,016千円
投資有価証券	848,700千円	-千円

担保に係る債務の金額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期借入金	500,000千円	-千円
1年内返済予定の長期借入金	212,109千円	212,109千円
長期借入金	1,496,492千円	1,284,382千円
計	2,208,602千円	1,496,492千円

4. 保証債務

当社の子会社であるFRONTEO USA, Inc.の不動産賃借に関して債務保証を行っています。

保証先	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
金融機関	131,238千円 (1,235,304米ドル)	137,106千円 (1,235,304米ドル)

5. 借入金のうち、2016年7月26日及び2016年9月27日に締結したシンジケートローン契約、2015年11月30日に締結した長期借入契約、2019年1月23日に締結したコミットメントライン契約については、次のとおり財務制限条項が付されております。

2016年7月26日締結 シンジケートローン

1年内返済予定の長期借入金	199,999千円
長期借入金	466,666千円

イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2016年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

2016年9月27日締結 シンジケートローン

1年内返済予定の長期借入金 60,000千円

長期借入金 150,000千円

イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2016年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

2015年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金 187,493千円

長期借入金 1,124,961千円

イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2015年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

2015年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金 126,809千円

長期借入金 767,682千円

イ. 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2015年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

2015年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金 22,008千円

長期借入金 143,057千円

イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2015年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

2015年11月30日締結 長期借入契約

1年内返済予定の長期借入金 85,300千円

長期借入金 516,700千円

イ. 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2015年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

2019年1月23日締結 コミットメントライン契約

短期借入金 1,100,000千円

イ. 各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2018年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ. 各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

(損益計算書関係)

1. 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	- 千円	18,479千円

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給料及び手当	420,221千円	421,096千円
貸倒引当金繰入額	690千円	- 千円
退職給付費用	6,275千円	7,864千円
減価償却費	39,895千円	40,218千円
支払手数料	397,467千円	631,308千円
おおよその割合		
販売費	3.1%	3.1%
一般管理費	96.9%	96.9%

3. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	402,471千円	298,686千円
仕入高	277,038千円	245,152千円
販売費及び一般管理費	38,717千円	40,638千円
営業取引以外の取引高	26,113千円	57,069千円

4. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
工具、器具及び備品	461 千円	1,802 千円
無形固定資産(その他)	518 千円	603 千円

5. 債権放棄損

当事業年度の債権放棄損は連結子会社であった株式会社FRONTEOコミュニケーションズに対する債権放棄によるものであります。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 6,464,747千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 7,204,343千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当事業年度において減損処理を行い、関係会社株式評価損20,000千円を計上しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当事業年度において減損処理を行い、関係会社株式評価損371,004千円を計上しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	106,486千円	43,541千円
減価償却超過額	25,728千円	21,838千円
一括償却資産	811千円	3,559千円
関係会社株式評価損	35,736千円	143,230千円
未払事業税	13,142千円	7,724千円
未払費用	5,731千円	- 千円
退職給付引当金	11,701千円	14,840千円
資産除去債務	13,857千円	14,012千円
新株予約権	8,473千円	6,007千円
繰越外国税額控除	- 千円	49,137千円
その他	8,333千円	15,998千円
繰延税金資産 小計	230,004千円	319,891千円
評価性引当額	190,442千円	243,072千円
繰延税金資産 合計	39,562千円	76,819千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	193,705千円	200,870千円
資産除去債務	8,343千円	7,418千円
繰延税金負債(固定) 合計	202,048千円	208,289千円
繰延税金資産(固定)との相殺	39,562千円	76,819千円
繰延税金負債(固定) 純額	162,486千円	131,469千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.8%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	6.3
株式報酬費用	3.0	6.2
住民税均等割等	0.7	1.3
試験研究費税額控除	0.6	1.6
受取配当金の損金不算入	0.3	0.9
抱合せ株式消滅差益	-	6.0
新株予約権戻入益	0.7	5.5
外国税額控除	-	5.2
評価性引当額の増減	5.0	24.3
その他	0.3	1.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.5%	48.2%

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社は、2018年3月23日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社FRONTEOコミュニケーションズを吸収合併することを決議し、2018年5月8日付で吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社FRONTEOコミュニケーションズ

事業の内容 デジタルマーケティング事業

企業結合日

2018年5月8日

企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社FRONTEOコミュニケーションズを消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

株式会社FRONTEO

取引の目的

本合併は、当社におけるBtoB領域でAIソリューション事業を展開するビジネスインテリジェンス分野と株式会社FRONTEOコミュニケーションズにおけるデジタルコミュニケーション分野を一体運営することにより、当社グループのAIソリューション事業の加速及び経営の効率化を図ることを目的とするものです。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2013年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2013年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	213,749	1,535	-	16,714	215,284	122,344
	工具、器具及び 備品(注4)	540,247	38,025	55,130	66,436	523,142	379,327
	リース資産	85,974	3,064	-	17,348	89,038	44,694
	計	839,971	42,625	55,130	100,499	827,465	546,366
無形 固定資産	ソフトウェア (注1)	2,634,584	520,615	-	335,717	3,155,199	2,348,782
	ソフトウェア仮 勘定(注2, 3)	135,307	616,722	499,024 (8,919)	-	253,005	-
	その他	106,974	11,726	603	11,756	118,098	49,869
	計	2,876,866	1,149,064	499,627 (8,919)	347,473	3,526,303	2,398,651

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	Lit i View7.16	28,330千円
ソフトウェア	Lit i View7.17	40,074千円
ソフトウェア	Lit i View7.18	11,341千円
ソフトウェア	Lit i View8.0	172,221千円
ソフトウェア	KIBIT_Automator1.0	91,146千円
ソフトウェア	KIBIT-Connect1.0	31,807千円
ソフトウェア	Patent Explorer19 1.0	43,402千円
ソフトウェア	Find Answer19 1.0	13,739千円
ソフトウェア	Kibiro for Biz	15,223千円

2 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	Lit i View7.19	14,795千円
ソフトウェア仮勘定	Lit i View8.1	53,940千円
ソフトウェア仮勘定	Email Auditor1.0	17,092千円
ソフトウェア仮勘定	Knowledge Probe1.0	64,610千円
ソフトウェア仮勘定	Patent Explorer19 1.0	77,403千円
ソフトウェア仮勘定	KIBIT Automator1.01	11,746千円

3 「当期減少額」欄の()内は内書で、減損損失の計上額であります。

4 「減価償却累計額」の欄に、減損損失累計額が含まれております。

5 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	347,719	-	205,540	142,179

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に記載する方法により行う。 公告掲載URL (http://www.fronteo.com/ir/stock/notification.html)
株主に対する特典	該当事項はありません

(注) 1 基準日後に株式を取得した者の議決権行使

必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする旨当社定款に定めております。

2 単元未満株主についての権利

当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

剰余金の配当を受ける権利

取得請求権付株式の取得を請求する権利

募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第15期)(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)2018年7月2日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

2018年7月2日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書及び確認書を2018年7月18日及び2018年7月25日関東財務局長に提出

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年7月2日関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書及び確認書

(第16期第1四半期)(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)2018年8月14日関東財務局長に提出

(第16期第2四半期)(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)2018年11月14日関東財務局長に提出

(第16期第3四半期)(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)2019年2月14日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使結果)の規定に基づく臨時報告書

2018年7月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)の規定に基づく臨時報告書

2018年7月17日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書

2019年2月18日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)の規定に基づく臨時報告書

2019年6月13日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月28日

株式会社FRONTEO
取締役会 御中

三優監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山	本	公	太
指定社員 業務執行社員	公認会計士	増	田	涼	恵

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社FRONTEOの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社FRONTEO及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の2018年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2018年6月29日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社FRONTEOの2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社FRONTEOが2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、会社の連結子会社であるFRONTEO USA, Inc.の全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス及び販売に係る業務プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は、特定した必要な修正をすべて連結財務諸表に適切に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月28日

株式会社FRONTEO
取締役会 御中

三優監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山	本	公	太
指定社員 業務執行社員	公認会計士	増	田	涼	恵

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社FRONTEOの2018年4月1日から2019年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社FRONTEOの2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の2018年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2018年6月29日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。